（参考資料）脆弱性評価結果

※現時点で、施策毎に行った脆弱性評価を参考資料として記載。

今後、成案化へ向けた検討の中で、関係部局と調整の上、内容を深め、計画案作成時に計画の別紙として提示予定。

１．大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

|  |
| --- |
| １－１　都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| □　府有建築物の耐震化（危機管理室　住宅まちづくり部）「AP10」　・地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（H18～27）」に基づき耐震化対策を実施中であり、さらなる耐震化が必要である。（現状）○耐震化率　・災害時に重要な機能を果たす建築物　95.8％（H26） ・府有建築物全体　84.9％（H26） |
| □　消防用水の確保対策（危機管理室　環境農林水産部）「AP6」　・地震発生時に、火災による被害を軽減するための消防用水を確保することが必要である。　・市町村による耐震性防火水槽の整備を促進することが必要である。・地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保に向け、ため池や農業用水路の貯水を消火用水や生活用水へ活用する取組みが必要である。（現状）・市町村において、耐震性防火水槽の整備　整備箇所数　3,579か所（H26）・市町村において、ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組む防災協定締結　５市 |
| □　救急救命士の養成・能力向上（危機管理室）「AP93」・大規模災害発生時に、救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに消防庁の指針に基づきその能力向上を図ることが必要である。・H26年4月より救急救命士の処置が拡大され、家屋等の倒壊による圧挫に伴い発生するクラッシュ症候群への応急処置が可能になったところであり、当該応急処置ができる救急救命士の養成が必要となっている。（現状）・拡大された処置を実施できる救急救命士の養成を開始（H26） |
| □　密集市街地対策（住宅まちづくり部）「AP4」・密集市街地では、地震発生時に火災等による被害を防ぐため、老朽住宅の除却や防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員の道路等の整備早期化等による延焼遮断帯の整備、地域住民の防災意識の向上が必要である。（現状）　・地震時等に著しく危険な密集市街地　2,248ha（H26） |
| □　防火地域等の指定促進（都市整備部）「AP5」　・都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を進めることが必要である。　・密集市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制（防災街区整備地区計画等）の導入が必要である。（現状）　・指定建蔽率60％以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合　約６割(H26）　・「地震時等に著しく危険な密集市街地」で防災街区整備地区計画等の防火規制の導入　２市３地区（H26） |
| □　府営住宅・市町営住宅・大阪府住宅供給公社住宅の耐震化（住宅まちづくり部）「AP10」「AP13」　・地震発生時に、住宅の倒壊による被害を防ぐため、耐震性能が低い住宅の建替えや耐震改修が必要である。（現状）　・府営住宅の耐震化率　81.7％（H26）H27.4.1・市町営住宅の耐震化率　71.6％（H26）H26.8.31　※建替対象等の除却が明確なものを除く・大阪府住宅供給公社住宅の耐震化率　77.7％（H26）H26.8.31 |
| □　民間住宅・建築物の耐震化の促進（住宅まちづくり部）「AP13」・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（H18～27）」に基づき、建築物所有者等が実施するシェルター等による部分耐震化を含む木造住宅の耐震化や特定建築物等の耐震化を進めることが必要である。（現状）　・耐震化率　83.5％（H27） |
| □　災害に強い良質なマンション整備（住宅まちづくり部）「AP以外」　・建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させる必要がある。（現状）　・「大阪府防災力強化マンション」認定実績　5棟484戸 |
| □　住宅の液状化対策（危機管理室）「AP14」　・南海トラフ巨大地震の被害想定では、液状化による全壊が約7.1万棟、半壊が約18.2万棟と想定されており、地震発生時の液状化による建物被害軽減の取り組みが必要である。 （現状） ・府域の液状化可能性マップの公表（H26） |
| □　被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（住宅まちづくり部）「AP75」　・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録が必要である。（現状）・被災建築物応急危険度判定士の登録者数　4,881人（H26）・被災宅地危険度判定士の登録者数　1,000人確保（H26）・被災建築物応急危険度判定士の養成講習会　年5回・被災宅地危険度判定士の養成講習会　年2回 |
| □　「避難行動要支援者」支援（危機管理室　福祉部）「AP36」・地域の高齢者、障がい者等の「避難行動要支援者」は、自らの力で避難することが困難であり、巨大地震発生時に情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため避難支援等関係者による情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が必要である。（現状）・市町村を対象に「避難行動要支援者支援プラン」作成指針にかかる説明会を実施(H27.7) |
| □　在住外国人への防災に関する充分な情報提供（府民文化部　危機管理室）「AP39」・公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX)において、災害時通訳・翻訳ボランティアの研修用テキストとして「災害時通訳・翻訳ボランティア　なるほどガイド」（日本語、英語、中国語）を平成27年3月に作成した。・そのテキストの一部として、在住外国人の方を対象に災害時に備えるべきことについて「在住外国人向け防災ガイド」を作成し、市町村や地域の国際化協会あて情報提供している。・このほか、平成23年に8言語による「避難所会話シート・外国人避難者用質問表」を作成し、ホームページ（おおさか防災ネット）へ掲載している。・地震等災害発生時に、在住外国人の安全を確保するため、住民に身近な市町村においても在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化により情報の充実を図ることが必要である。 （現状） ・ハザードマップ等の多言語版の作成　26市町村（H27.3）・市町村・国際交流協会等を対象とした在住外国人（及び外国人旅行者）に対する災害対策に係る情報交換・ワークショップ実施（企画・観光課と合同開催、危機管理室協力：H27.7） |
| □　鉄道施設の防災対策（都市整備部）「AP46」　　・大規模地震発生時に、多くの人が利用する鉄道駅舎における人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、鉄道施設等の耐震化や、地下駅等の津波浸水対策の促進を図る必要がある。（現状）・鉄道駅舎の耐震化　　 8駅完了 （H26）・鉄道施設等の耐震化 10箇所完了（H26）・地下駅等の浸水対策　　H27より補助実施 |
| □　防災農地の登録（環境農林水産部）「AP9」　・地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、市町村と連携し、防災農地の登録に取り組んでいるが、さらに取り組みを進める必要がある。（現状）　・防災農地の登録　　５市　計508箇所 41.5ha |
| □　地震ハザードマップの作成（改訂）支援・活用（危機管理室）「AP16」　・地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、地震ハザードマップの作成・改訂及びそれを活用した避難訓練の実施が必要である。（現状）　・地震ハザードマップの作成　　42市町村（H26） |
| □　文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育委員会）「AP41」・文化財所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画（防災計画）の策定するよう働きかける必要がある。・災害発生時の文化財被害を抑えるため、所有者、管理者に対し耐震補強や防災設備の設置・改修、防災訓練の実施を働きかける必要がある。・災害発生時の人的被害軽減のため、市町村及び文化財所有者・管理者に対し、情報伝達や避難誘導の円滑化に取り組むよう働きかける必要がある。（現状）・耐震基礎診断：国指定100%、府指定8%・自動火災報知設備：国指定100%、府指定66%・防災訓練：例年90%前後の市町村で実施 |
| □　大規模盛土造成地マップの公表（住宅まちづくり部）府内で想定される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などに備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につなげることが必要である。（現状）・大規模造成地マップ公表率　2.3％（H26） |

|  |
| --- |
| １－２　不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 |
| □　府有建築物の耐震化（危機管理室　住宅まちづくり部）「AP10」　・地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（H18～27）」に基づき耐震化対策を実施中であり、さらなる耐震化が必要である。（現状）○耐震化率　・災害時に重要な機能を果たす建築物　95.8％（H26） ・府有建築物全体　84.9％（H26） |
| □　学校の耐震化（府民文化部　教育委員会）　「AP11」・地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（H18～27）」に基づき、耐震化対策を実施中であり、早期に耐震化の完了が必要である。（現状）○耐震化率（府立学校）・高等学校　99.6％(H26)　　・支援学校　95.2％(H26)（市町村立学校）・小中学校　95.2％(H26)　　・幼稚園　　78.3％(H26)（私立学校）・小中学校　　　82.4％(H26.4.1)　　・幼 稚 園　　 70.8％(H26.4.1)　・高等学校　　　68.0％(H26.4.1)　　・高等専修学校　69.4％(H26.4.1) |
| □　府営住宅・市町営住宅・大阪府住宅供給公社住宅の耐震化（住宅まちづくり部）「AP10」「AP13」　・地震発生時に、住宅の倒壊による被害を防ぐため、耐震性能が低い住宅の建替えや耐震改修が必要である。（現状）　・府営住宅の耐震化率　81.7％（H26）H27.4.1・市町営住宅の耐震化率　71.6％（H26）H26.8.31　※建替対象等の除却が明確なものを除く・大阪府住宅供給公社住宅の耐震化率　77.7％（H26）H26.8.31 |
| □　民間住宅・建築物の耐震化の促進（住宅まちづくり部）「AP13」・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（H18～27）」に基づき、建築物所有者等が実施するシェルター等による部分耐震化を含む木造住宅の耐震化や特定建築物等の耐震化を進めることが必要である。（現状）　・耐震化率　83.5％（H27） |
| □　被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（住宅まちづくり部）「AP75」　・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録が必要である。（現状）・被災建築物応急危険度判定士の登録者数　4,881人（H26）・被災宅地危険度判定士の登録者数　1,000人確保（H26）・被災建築物応急危険度判定士の養成講習会　年5回・被災宅地危険度判定士の養成講習会　年2回 |
| □　病院・社会福祉施設の耐震化（福祉部　健康医療部）「AP12」　地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（H18～27）」に基づき、耐震化対策を実施中であり、補助制度のさらなる活用を図る等、耐震化の促進が必要である。（現状）○耐震化率・病院　58.3%（H26）・社会福祉施設等　80.7％（H24）○社会福祉施設等耐震診断実施済 776棟（改修不要313棟・要改修463棟）・要改修463棟の内訳　　　改修済 309棟　　　改修中、改修予定 73棟　　　改修時期未定 81棟・耐震診断未実施 793棟　　　改修済 25棟　　　改修中、改修予定 17棟　　　診断予定 61棟　　　廃止予定 68棟 　　　その他 622棟・S57以降の棟数　4016棟(H26.10.1 調査時点) |
| □　社会福祉施設等の被災状況把握（福祉部）「AP以外」　・巨大地震発生後、社会福祉施設等の被災状況について、迅速・正確に把握することが必要である。このため、社会福祉施設等において、地震や風水害等の災害により物的・人的被害があった際には、事業者から所在市町村に報告、市町村を通じ府に情報を集約するシステムをＨ25年度に構築。今後、情報収集訓練の実施が必要である。（現状）・情報収集訓練の実施　　（H27）　実績なし　⇒大阪府・市町村社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会にて、被災状況報告の流れ及び通報窓　　口について説明（H27） |
| □　文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育委員会）「AP41」・文化財所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画（防災計画）の策定するよう働きかける必要がある。・災害発生時の文化財被害を抑えるため、所有者、管理者に対し耐震補強や防災設備の設置・改修、防災訓練の実施を働きかける必要がある。・災害発生時の人的被害軽減のため、市町村及び文化財所有者・管理者に対し、情報伝達や避難誘導の円滑化に取り組むよう働きかける必要がある。（現状）・耐震基礎診断：国指定100%、府指定8%・自動火災報知設備：国指定100%、府指定66%・防災訓練：例年90%前後の市町村で実施 |

|  |
| --- |
| １－３大規模津波等による多数の死者の発生 |
| □　地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策（都市整備部）「AP26」　・風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化に対する支援が必要である。・新たに水防団員の加入を促進する取り組みが必要である。・住民・自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施が必要である。　（現状） ・水防団加入促進活動の実施　　　パンフレットの配布など、ＰＲ活動・津波防御施設の閉鎖などの訓練の実施　　3回（５月：地域防災総合演習、７月：夜間鉄扉閉鎖訓練、１月：地震津波対応訓練）（H26） |
| □　地下空間対策（危機管理室）「AP7」　・津波浸水想定区域内に地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、南海トラフ巨大地震等に伴う津波が発生した場合、地下街の利用者や従業員が迅速・円滑に避難できるよう、水防法に準拠した、「避難確保・浸水防止計画の作成」、避難誘導等の訓練、地下出入口における止水対策の実施が必要である。（現状）・大阪市地下空間浸水対策協議会において検討を進め、平成27年3月に「大阪市地下空間浸水対策ガイドライン」を策定 |
| □　的確な避難勧告等の判断・伝達（危機管理室）「AP15」　・南海トラフ巨大地震等に伴う津波が発生した際、沿岸市町において、津波に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂が必要である。 （現状） ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂作業中 |
| □　地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（危機管理室）「AP22」・災害が発生した際、住民が自主的に適切な避難活動等が行えるよう災害時避難用資機材の配備など自主防災組織の活動支援を継続するとともに、コミュニティレベルでの住民組織の避難活動等への取組み促進など、自主防災力向上に向け、自主防災組織の中核となる人材の育成が必要である。　 （現状） ・リーダー育成研修受講者241人(H26) |
| □　在住外国人への防災に関する充分な情報提供（府民文化部　危機管理室）「AP39」・公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX)において、災害時通訳・翻訳ボランティアの研修用テキストとして「災害時通訳・翻訳ボランティア　なるほどガイド」（日本語、英語、中国語）を平成27年3月に作成した。・そのテキストの一部として、在住外国人の方を対象に災害時に備えるべきことについて「在住外国人向け防災ガイド」を作成し、市町村や地域の国際化協会あて情報提供している。・このほか、平成23年に8言語による「避難所会話シート・外国人避難者用質問表」を作成し、ホームページ（おおさか防災ネット）へ掲載している。・地震等災害発生時に、在住外国人の安全を確保するため、住民に身近な市町村においても在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化により情報の充実を図ることが必要である。 （現状） ・ハザードマップ等の多言語版の作成　26市町村（H27.3）・市町村・国際交流協会等を対象とした在住外国人（及び外国人旅行者）に対する災害対策に係る情報交換・ワークショップ実施（企画・観光課と合同開催、危機管理室協力：H27.7） |
| □　防潮堤の津波浸水対策（都市整備部　環境農林水産部）「AP1」　　・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策が必要である。（現状）・対策完了防潮堤　5.7km／56.7km（H26) |
| □　沿岸漁村地域における防災対策（環境農林水産部）「AP19」　・地震発生時に、沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽を整備することが必要である。（現状）・対策完了箇所数　０箇所（H26） |
| □　水門の耐震化等（都市整備部）「AP2」　・南海トラフ巨大地震による水門の損傷で水門が閉鎖できなくなり、津波浸水被害が拡大を防ぐため、水門の耐震化が必要である。　・水門閉鎖後、津波の波力による水門の損傷で水門が開放できなくなり、大雨による浸水被害の拡大を防ぐため、水門の耐津波補強が必要である。（現状）・水門の耐震補強（揺れ、液状化）　2基／4基（H26）（尻無川水門、正連寺川水門に着手）・水門の耐津波補強（津波）　１基／5基（H26）（安治川水門に着手） |
| □　津波ハザードマップの作成支援・活用（危機管理室）「AP17」　・南海トラフ巨大地震等に伴う津波が発生した際、住民が的確な避難行動を行えるように、津波ハザードマップの作成及びそれを活用した避難訓練の実施が必要である。（現状）　・沿岸市町のうち津波ハザードマップを作成　13市町（H27） |
| □　堤外地の事業所の津波避難対策（都市整備部）「AP18」　・津波発生時に堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかけており、対象となる全事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施が必要である。（現状）・事業者全体説明会を開催し働きかけ（H26）　個別市町の事業者に対し、沿岸市町とともに働きかけ　１市(H26) |
| □　船舶の津波対策（都市整備部）「AP20」　・港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、民間事業者において、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを取りまとめた「対応マニュアル」の策定が必要である。（現状）　　・マニュアル策定の指針となるガイドラインを策定済み（H26）・0市町（H26） |
| □　津波防御施設の閉鎖体制（都市整備部）「AP27」　・津波による浸水を防ぐため、現場操作員による津波防御施設（水門・陸閘等）の閉鎖体制を構築しているが、操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、実態に即した操作・退避ルールが必要である。・このため沿岸市町と連携した訓練を実施し、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図ることが必要である。　（現状） ・市町村と連携した訓練の実施　２回（７月、１月）（H26） |
| □　津波・高潮ステーションの利活用（都市整備部）「AP30」　・津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図るため、平成26年度から「津波・高潮ステーション　ダイナキューブ（津波災害体感シアター）」の一部映像をインターネット配信している。・引き続き、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実を図る等、災害への備えについての普及啓発が必要である。（現状） ・「津波・高潮ステーション」来館者数　約32,400人（H26）／目標来館者数30,000人／年 （累計　約174,000人） |
| □　水門機能の高度化（都市整備部・環境農林水産部）「AP以外」　・大阪府沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約120 分で大阪市域に到達するため、　津波到達までに水門閉鎖が間に合わない恐れがある。このため、津波で閉鎖する水門については、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、遠隔操作化や自動化が必要である。（現状）・水門の遠隔操作化　9基（H26)**／**13基・水門の自動化　0基（H26) ／3基 |

|  |
| --- |
| １－４異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| □　長期湛水の早期解消に向けた対策（危機管理室）「AP3」　・南海トラフ巨大地震発生後に、津波浸水による長期湛水の可能性がある地域は約4千haと想定されていることから、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備えることが必要である。 （現状） ・長期湛水への対応手順を関係機関と協議 |
| □　住宅の液状化対策（危機管理室）「AP14」　・南海トラフ巨大地震の被害想定では、液状化による全壊が約7.1万棟、半壊が約18.2万棟と想定されており、地震発生時の液状化による建物被害軽減の取り組みが必要である。 （現状） ・府域の液状化可能性マップの公表（H26） |
| □　防潮堤の津波浸水対策（都市整備部　環境農林水産部）「AP1」　　・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策が必要である。（現状）・対策完了防潮堤　5.7km／56.7km（H26) |
| □　水門の耐震化等（都市整備部）「AP2」　・南海トラフ巨大地震による水門の損傷で水門が閉鎖できなくなり、津波浸水被害が拡大を防ぐため、水門の耐震化が必要である。　・水門閉鎖後、津波の波力による水門の損傷で水門が開放できなくなり、大雨による浸水被害の拡大を防ぐため、水門の耐津波補強が必要である。（現状）・水門の耐震補強（揺れ、液状化）　2基／4基（H26）（尻無川水門、正連寺川水門に着手）・水門の耐津波補強（津波）　１基／5基（H26）（安治川水門に着手） |
| □　津波防御施設の閉鎖体制（都市整備部）「AP27」　・津波による浸水を防ぐため、現場操作員による津波防御施設（水門・陸閘等）の閉鎖体制を構築しているが、操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、実態に即した操作・退避ルールが必要である。・このため沿岸市町と連携した訓練を実施し、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図ることが必要である。　（現状） ・市町村と連携した訓練の実施　２回（７月、１月）（H26） |
| □　流域下水道増補幹線（寝屋川流域）整備（都市整備部）「風水害」　・都市化の進展により雨水流出量が増大し、施設を再評価すると概ね３年確率降雨しか有しておらず、下水道計画10年確率降雨時に浸水被害が発生する。このため治水安全度を高めるため増補幹線を計画し、地下河川と合わせて10年確率降雨への対応が必要である。（現状）・増補幹線の整備　41㎞（H26） |
| □　水門機能の高度化（都市整備部・環境農林水産部）「AP以外」　・大阪府沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約120 分で大阪市域に到達するため、　津波到達までに水門閉鎖が間に合わない恐れがある。このため、津波で閉鎖する水門については、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、遠隔操作化や自動化が必要である。（現状）・水門の遠隔操作化　9基（H26)**／**13基・水門の自動化　0基（H26) ／3基 |
| □　治水対策（都市整備部）「風水害」「当面の治水目標」・河川施設は、河川毎に今後20～30年の当面の治水目標（時間雨量50ミリ程度、65ミリ程度、80ミリ程度）を設定し、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策を着実に実施する。・下水道は、当面の治水目標として10年に1回程度の降雨を対象として、下水道施設の着実な整備を推進する。「短時間強雨対策」・「人命を守ることを最優先とする」を基本的な理念として、近年増加している短時間強雨に対しては、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的・効果的に組み合わせた治水対策を進める。（現状）・治水目標の流下能力有：571.4km（H26）／管理延長652.6km（整備計画が未策定の124.7km分を除く）・地下河川供用延長：17.8km（H27.7）／27.7㎞・流域下水道雨水ポンプ：906m3/s（H26末）／968.4m3/s・流域下水道雨水幹線（合流幹線含む）：164.5km（H26末）／166.9km |

|  |
| --- |
| １－５風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり府域の脆弱性が高まる事態 |
| □　的確な避難勧告等の判断・伝達（危機管理室）　・風水害、土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂が必要である。 （現状） ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂作業中 |
| □　ため池の防災・減災対策（環境農林水産部）「AP8」・地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施（H23から実施中）を進めており、平成27年度に「ため池防災・減災アクションプラン」を策定・同プランに基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策の実施が必要である。・また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける必要がある。（現状）○耐震診断の実施　　116箇所（H26迄）○ハザードマップ作成、住民周知　 78箇所（H26迄）※うち地域版ハザードマップ12箇所○ため池防災・減災アクションプラン策定に向け取り組んでいる（　H27.10月末策定予定） |
| □　山地災害対策（環境農林水産部）「風水害」　・府内の保安林において、山地災害復旧等の治山事業を実施しているが、近年、局地的な集中豪雨が多発し、府内でも山地災害の発生による被害が懸念されていることから、引き続き山地災害復旧等の治山事業の推進が必要である。（現状）・治山ダム対策基数　25基（H26） |
| □　防潮堤の津波浸水対策（都市整備部　環境農林水産部）「AP1」　　・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策が必要である。（現状）・対策完了防潮堤　5.7km／56.7km（H26) |
| □　水門の耐震化等（都市整備部）「AP2」　・南海トラフ巨大地震による水門の損傷で水門が閉鎖できなくなり、津波浸水被害が拡大を防ぐため、水門の耐震化が必要である。　・水門閉鎖後、津波の波力による水門の損傷で水門が開放できなくなり、大雨による浸水被害の拡大を防ぐため、水門の耐津波補強が必要である。（現状）・水門の耐震補強（揺れ、液状化）　2基／4基（H26）（尻無川水門、正連寺川水門に着手）・水門の耐津波補強（津波）　１基／5基（H26）（安治川水門に着手） |
| □　津波防御施設の閉鎖体制（都市整備部）「AP27」　・津波による浸水を防ぐため、現場操作員による津波防御施設（水門・陸閘等）の閉鎖体制を構築しているが、操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、実態に即した操作・退避ルールが必要である。・このため沿岸市町と連携した訓練を実施し、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図ることが必要である。　（現状） ・市町村と連携した訓練の実施　２回（７月、１月）（H26） |
| □　治水対策（都市整備部）「風水害」・人命を守ることを最優先とする」を基本的な理念として、洪水リスクを開示し、地域住民と共有するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的に組み合わせた治水対策に取り組んでいる。・「防ぐ」施策である治水施設の整備では、河川毎に今後20～30年の当面の治水目標（時間雨量50ミリ程度、65ミリ程度、80ミリ程度）を設定し、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策を着実に実施する。 　（現状）・治水目標の流下能力有：571.4km（H26）／管理延長652.6km（整備計画が未策定の124.7km分を除く）・地下河川供用延長：17.8km（H27.7）／27.7㎞ |
| □　土砂災害対策（都市整備部）「風水害」　・土砂災害については、何時・何処で・どのような規模で発生するか正確に予測することが不可能な困難であり、一旦発災すると人命に重大な影響を及ぼす。・このため、土砂災害から人命を守るため、ハザードマップの作成や、家屋の移転等に関する費用の一部助成などの「逃げる」「凌ぐ」施策であるソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備（ハード対策）を効果的・効率的に組み合わせて実施することが必要である。・中でも、府民に土砂災害発生リスクを周知するための土砂災害防止法に基づいた区域指定を最優先に進めており、早急に残る区域の指定が必要である。 （現状）・区域を指定：累計3,985箇所（H26） |
| □　山地災害対策（環境農林水産部）「風水害」　・府内の保安林において、山地災害復旧等の治山事業を実施しているが、近年、局地的な集中豪雨が多発し、府内でも山地災害の発生による被害が懸念されていることから、引き続き山地災害復旧等の治山事業の推進が必要である。（現状）・治山ダム対策基数　25基（H26） |
| □　水門機能の高度化（都市整備部・環境農林水産部）「AP以外」　・大阪府沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約120 分で大阪市域に到達するため、　津波到達までに水門閉鎖が間に合わない恐れがある。このため、津波で閉鎖する水門については、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、遠隔操作化や自動化が必要である。（現状）・水門の遠隔操作化　9基（H26)**／**13基・水門の自動化　0基（H26) ／3基 |
| □　施設の老朽化対策（都市整備部）「その他」・大阪府域は水害リスクの高い低平地が多く、都市化が進んでいることから水害を受けた場合の被害ポテンシャルが高い。また、昭和４０年代から整備を進めた護岸や排水機場等の河川施設は老朽化が進んでいる。・河川の特性に応じた計画的かつ効率的な維持管理を実施するため、河川毎に詳細点検結果や基礎資料をとりまとめた河川カルテを作成し、護岸の損傷や河床低下など不具合箇所の抽出と、その発生要因を分析したうえで、適切なタイミングでの補修や日常の点検を計画し、河川毎に維持管理計画を策定している。引き続き全管理河川の維持管理計画を策定し、効率的な維持管理の実施が必要である。・長寿命化計画に基づく河川施設（設備）の延命化工事を実施しており、対象となる全ての水門・排水機場の工事を計画的に進める必要がある。（現状）・維持管理計画の策定（対象：全管理河川　154河川）　77河川作成済（H26）・河川施設（設備）の延命化（対象：水門・排水機場　183設備）　5設備（H27） |

|  |
| --- |
| １－６情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| □　学校における防災教育の徹底と避難体制の確保（府民文化部　教育委員会）「AP28」　・児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、府立学校及び市町村立学校において、「学校における防災教育の手引き（改訂版）」等を活用し、発達段階に応じた総合的な防災教育の実施及び充実に努めている。・引き続き、地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育の実施が必要である。・私立学校についても、私学の自主性を活かした防災教育の取組みが必要である。 （現状） ・地域の実態に応じた避難訓練の実施　　　　平成26年度 自然災害を想定した避難訓練実施率（政令市を除く公立学校）　　　　　　　小学校99.8%　　　中学校93.8%　　　　高等学校98.1%・私立学校については、府の取組みを積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。 |
| □　大阪８８０万人訓練の充実（危機管理室）「AP34」　・地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」を平成24年度から実施している。的確な避難行動につなげるため訓練のさらなる充実が必要である。（現状）・訓練参加率　40.2％（おおさかQネット　アンケート結果より）（H26） |
| □　「逃げる」防災訓練等（危機管理室）「AP35」・府民等が地震や津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・市町村や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、府民の防災意識の向上を図ることが必要である。（現状）・淀川右岸・大阪府地域総合防災演習（H27.5）主催：国土交通省、大阪府、大阪市参加市町：摂津市、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、島本町参加機関：陸上自衛隊、警察、消防、水防事務組合、DMAT　他参加者数：約１３００人・風水害夜間実働訓練（H27.6）参加市町村：岸和田市、貝塚市、和泉市、太子町、河南町参加府民：情報伝達訓練対象者　約　３１０，０００人（上記５市町）うち　実動訓練参加者　３８３人（岸和田市、和泉市、太子町、河南町）・防災イベントの開催　　５回（H26） |
| □　外国人旅行者の安全確保（危機管理室　府民文化部）「AP40」　・地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人旅行者が安全を確保するための情報提供体制の整備が必要である。　 （現状） 　市町村・国際交流協会等を対象とした外国人旅行者（及び在住外国人）に対する災害対策に係る情報交換・ワークショップ実施（国際課と合同開催、危機管理室協力：H27.7） |
| □　河川の防災テレメータの整備（都市整備部）「風水害」　・府内各所に設置されている河川テレメータ（水位計）や、土木事務所・本庁に設置されている情報処理設備の信頼性の向上のため、本庁～土木事務所間の通信回線の二重化、予備電源（自家発、電池）の設置、主要サーバ等の二重化、ホームページのアクセス集中対策（サーバ増強）などに取り組んでいるが、大雨による河川増水時に洪水予報等の必要な防災情報を正確に発信するため、水防災情報システムの再整備、データ収集周期のリアルタイム化等の機能高度化が必要である。 （現状） ・本庁～土木事務所間の通信回線の二重化（H25実施済み）　・ホームページのアクセス集中対策（サーバ増強）（Ｈ27実施済み）　・水防災システムが老朽化。システムの更新と併せた機能高度化は未了 |
| □　消防団の活動強化（危機管理室）「AP23 24 25」・消防団が災害時の避難誘導、救助活動等の役割を一層果たせる環境づくりが必要である。・消防団において、今後より大きな役割が期待される女性消防団員の加入を促進するため、女性が扱いやすい資機材の装備補助や女性分団の設置等による環境づくりが必要である。　・消防団活動のPR等の普及・啓発・理解促進事業など、消防団に対する府民理解の促進と住民・自主防災組等との連件強化に向けた取組みが必要である。・住民・自主防災組織との連携の下、消防団が核となる地域防災訓練の実施が必要である。 （現状） ・消防団員 10,485人（H27）・女性消防団員 222人（H27） |
| □　的確な避難勧告等の判断・伝達（危機管理室）「AP15」　・南海トラフ巨大地震等に伴う津波が発生した際、沿岸市町において、津波に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂が必要である。 （現状） ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂作業中 |
| □　地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（危機管理室）「AP22」　・災害が発生した際、住民が自主的に適切な避難活動等が行えるよう災害時避難用資機材の配備など自主防災組織の活動支援を継続するとともに、コミュニティレベルでの住民組織の避難活動等への取組み促進など、自主防災力向上に向け、自主防災組織の中核となる人材の育成が必要である。　 （現状） ・リーダー育成研修受講者241人(H26) |
| □　府民の防災意識の向上（危機管理室）「AP29」　・地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動にも取り組めるよう、府民の防災意識の向上を図るため防災に関する講習会や府のホームページ等による広報の充実が必要である。 （現状） ・防災に関する講習会の開催　　32回（H26） |
| □　病院・社会福祉施設の耐震化（福祉部　健康医療部）「AP12」　地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（H18～27）」に基づき、耐震化対策を実施中であり、補助制度のさらなる活用を図る等、耐震化の促進が必要である。（現状）○耐震化率・病院　58.3%（H26）・社会福祉施設等　80.7％（H24）○社会福祉施設等耐震診断実施済 776棟（改修不要313棟・要改修463棟）・要改修463棟の内訳　　　改修済 309棟　　　改修中、改修予定 73棟　　　改修時期未定 81棟・耐震診断未実施 793棟　　　改修済 25棟　　　改修中、改修予定 17棟　　　診断予定 61棟　　　廃止予定 68棟 　　　その他 622棟・S57以降の棟数　4016棟(H26.10.1 調査時点) |
| □　「避難行動要支援者」支援（危機管理室　福祉部）「AP36」・地域の高齢者、障がい者等の「避難行動要支援者」は、自らの力で避難することが困難であり、巨大地震発生時に情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため避難支援等関係者による情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が必要である。（現状） ・市町村を対象に「避難行動要支援者支援プラン」作成指針にかかる説明会を実施(H27.7) |
| □　医療施設の避難体制の確保（健康医療部）「AP37」・地震発生時に、入院患者や施設利用者等が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、医療施設において津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施が必要である。・また、市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供するための情報収集・伝達体制の充実が必要である。　　（現状）・災害対策マニュアルの策定：52.0％（Ｈ26）・災害訓練の実施：22.7％（Ｈ26） |
| □　社会福祉施設の避難体制の確保（福祉部）「AP38」・社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施が必要である。・また、社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、社会福祉施設相互における応援協定の締結が必要である。（現状）　・大阪府・市町村社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会にて、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を呼びかけ（H27） |
| □　在住外国人への防災に関する充分な情報提供（府民文化部　危機管理室）「AP39」・公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX)において、災害時通訳・翻訳ボランティアの研修用テキストとして「災害時通訳・翻訳ボランティア　なるほどガイド」（日本語、英語、中国語）を平成27年3月に作成した。・そのテキストの一部として、在住外国人の方を対象に災害時に備えるべきことについて「在住外国人向け防災ガイド」を作成し、市町村や地域の国際化協会あて情報提供している。・このほか、平成23年に8言語による「避難所会話シート・外国人避難者用質問表」を作成し、ホームページ（おおさか防災ネット）へ掲載している。・地震等災害発生時に、在住外国人の安全を確保するため、住民に身近な市町村においても在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化により情報の充実を図ることが必要である。 （現状） ・ハザードマップ等の多言語版の作成　26市町村（H27.3）・市町村・国際交流協会等を対象とした在住外国人（及び外国人旅行者）に対する災害対策に係る情報交換・ワークショップ実施（企画・観光課と合同開催、危機管理室協力：H27.7） |
| □　災害時の府民への広報対策（危機管理室）「AP88」・地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制の強化が必要である。・地震発生時に正しい情報を迅速に発信することが必要である。（現状）・「災害時における放送要請に関する協定」締結　９社（H27）・「災害時における報道要請に関する協定」締結　16社（H27） |
| □　ため池の防災・減災対策（環境農林水産部）「AP8」・地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施（H23から実施中）を進めており、平成27年度に「ため池防災・減災アクションプラン」を策定・同プランに基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策の実施が必要である。・また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける必要がある。（現状）○耐震診断の実施　　116箇所（H26迄）○ハザードマップ作成、住民周知　 78箇所（H26迄）※うち地域版ハザードマップ12箇所○ため池防災・減災アクションプラン策定に向け取り組んでいる（　H27.10月末策定予定） |
| □　津波防災情報システムの整備・運用（環境農林水産部　都市整備部）「AP33」・地震発生時に、確実・迅速な津波情報の伝達により、」津波から迅速に避難することができるよう、港湾、漁港、河川の親水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報伝達施設（スピーカー）の整備を進めているが、必要箇所の早期整備が必要である。（現状）・対策完了箇所数　66箇所（H26） |
| □　堤外地の事業所の津波避難対策（都市整備部）「AP18」　・津波発生時に堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかけており、対象となる全事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施が必要である。（現状）・事業者全体説明会を開催し働きかけ（H26）　個別市町の事業者に対し、沿岸市町とともに働きかけ　１市(H26) |
| □　治水対策（都市整備部）「風水害」・人命を守ることを最優先とする」を基本的な理念として、洪水リスクを開示し、地域住民と共有するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的に組み合わせた治水対策に取り組んでいる。・「防ぐ」施策である治水施設の整備では、河川毎に今後20～30年の当面の治水目標（時間雨量50ミリ程度、65ミリ程度、80ミリ程度）を設定し、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策を着実に実施する。 　（現状）・治水目標の流下能力有：571.4km（H26）／管理延長652.6km（整備計画が未策定の124.7km分を除く）・地下河川供用延長：17.8km（H27.7）／27.7㎞ |
| □　土砂災害対策（都市整備部）「風水害」　・土砂災害については、何時・何処で・どのような規模で発生するか正確に予測することが不可能な困難であり、一旦発災すると人命に重大な影響を及ぼす。・このため、土砂災害から人命を守るため、ハザードマップの作成や、家屋の移転等に関する費用の一部助成などの「逃げる」「凌ぐ」施策であるソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備（ハード対策）を効果的・効率的に組み合わせて実施することが必要である。・中でも、府民に土砂災害発生リスクを周知するための土砂災害防止法に基づいた区域指定を最優先に進めており、早急に残る区域の指定が必要である。 （現状）・区域を指定：累計3,985箇所（H26） |
| □　津波・高潮ステーションの利活用（都市整備部）「AP30」　・津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図るため、平成26年度から「津波・高潮ステーション　ダイナキューブ（津波災害体感シアター）」の一部映像をインターネット配信している。・引き続き、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実を図る等、災害への備えについての普及啓発が必要である。（現状） ・「津波・高潮ステーション」来館者数　約32,400人（H26）／目標来館者数30,000人／年 （累計　約174,000人） |

２．大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

|  |
| --- |
| ２－１被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| □　広域緊急交通路等の通行機能確保（危機管理室　環境農林水産部　都市整備部　住宅まちづくり部　警察本部）「AP45」・地震発生後に、府内の防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能の確保のため、橋梁の耐震化が必要である。・防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図ることが必要である。・地震発生時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、耐震診断の義務化対象建築物については、耐震診断および耐震改修等が必要である。・地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、大阪府地域防災計画に位置付けられた広域緊急交通路について無電柱化の推進が必要である。・停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等の整備が必要である。・地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる基幹的農道の整備が必要である。・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁の整備が必要である。（現状）・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化　345橋(H26)・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断　　116棟(H26)・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　0km(H26)　　　・電源付加装置を整備済　321基（H27）・広域緊急交通路における無電柱化　13.5km(H26)・基幹的農道の整備　0km(H26)・耐震強化岸壁の整備　岸壁整備6バース（H26） |
| □　医薬品、医療用資器材の供給（健康医療部）「AP44」　・地震発生後に、交通の遮断、医療機関及び医薬品等供給施設（薬局、卸売販売業者等）の損壊により、通常の医薬品等の供給経路が遮断され、多数の負傷者発生により、医療機関における通常の備蓄では対応できない。・このため安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、既に、災害拠点病院では３日分の備蓄に、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では７日分の流通備蓄を行っている。・引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保と供給体制の維持が必要である。（現状）・医薬品等を迅速に供給することを取り決めた協定書締結　９団体（H27）・備蓄医薬品等の品目、数量及び備蓄場所等を取り決めた契約書締結　２団体(H27) |
| □　迅速な道路啓開（都市整備部）「AP47」　・大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した道路啓開訓練２回（H26年度実績） |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |
| □　食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の対策（危機管理室）「AP50」　・南海トラフ巨大地震発生に伴い、府域内で大量の救援物資の不足が見込まれていることから、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、万一の際の被災者支援のために計画的な備蓄が必要である。（現状）・府内市町村と救援物資対策に関する協議会を設置(Ｈ27) |

|  |
| --- |
| ２－２多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| □　迅速な道路啓開（都市整備部）「AP47」　・大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した道路啓開訓練２回（H26年度実績） |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |

|  |
| --- |
| ２－３自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| □　地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策（都市整備部）「AP26」　・風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化に対する支援が必要である。・新たに水防団員の加入を促進する取り組みが必要である。・住民・自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施が必要である。　（現状） ・水防団加入促進活動の実施　　　パンフレットの配布など、ＰＲ活動・津波防御施設の閉鎖などの訓練の実施　　3回（５月：地域防災総合演習、７月：夜間鉄扉閉鎖訓練、１月：地震津波対応訓練）（H26） |
| □　広域緊急交通路等の通行機能確保（危機管理室　環境農林水産部　都市整備部　住宅まちづくり部　警察本部）「AP45」・地震発生後に、府内の防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能の確保のため、橋梁の耐震化が必要である。・防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図ることが必要である。・地震発生時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、耐震診断の義務化対象建築物については、耐震診断および耐震改修等が必要である。・地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、大阪府地域防災計画に位置付けられた広域緊急交通路について無電柱化の推進が必要である。・停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等の整備が必要である。・地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる基幹的農道の整備が必要である。・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁の整備が必要である。（現状）・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化　345橋(H26)・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断　　116棟(H26)・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　0km(H26)　　　・電源付加装置を整備済　321基（H27）・広域緊急交通路における無電柱化　13.5km(H26)・基幹的農道の整備　0km(H26)・耐震強化岸壁の整備　岸壁整備6バース（H26） |
| □　大規模災害時における受援力向上対策（ヘリサインの整備など）（危機管理室）「AP49」　・災害発生時に被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の道しるべとなるよう、学校等の屋上に上空から視認できるヘリサインの整備が必要である。（現状）・ヘリサインの整備　34市町村（H27） |
| □　後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保（危機管理室・都市整備部）「AP56」・地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大からの住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図ることが必要である。 ・このため、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づく後方支援活動拠点の府域全体の配置を考慮して、その拠点の拡充を図っていくことが必要である。 ・広域避難場所や後方支援活動拠点に指定されている府営公園のうち、既に開設している区域については、災害時の安全・確実な避難を支援するための施設整備が必要である。  （現状）・後方支援活動拠点等となる府営公園の整備　698.1ha(H27)・大阪府が後方支援活動拠点を11公園指定（H27）（万博公園、服部緑地、大阪城公園、鶴見緑地、長居公園、寝屋川公園、久宝寺緑地、山田池公園、大泉緑地、錦織公園、蜻蛉池公園） |
| □　緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化（危機管理室）「AP92」・地震発生後に、府民の救出救助活動に従事する市町村消防の体制を強化するため、国（消防庁）の支援による、全国からの緊急消防援助隊について、受入体制の確保が必要である・引き続き府内の消防力強化に向けて、広域化を目指す市町村の要望に応じて、重点化地域の指定を行うほか、国の財政支援に関する情報提供等が必要である。（現状）・緊急消防援助隊　227隊（H27） |
| □　救急救命士の養成・能力向上（危機管理室）「AP93」・大規模災害発生時に、救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに消防庁の指針に基づきその能力向上を図ることが必要である。・H26年4月より救急救命士の処置が拡大され、家屋等の倒壊による圧挫に伴い発生するクラッシュ症候群への応急処置が可能になったところであり、当該応急処置ができる救急救命士の養成が必要となっている。（現状）・拡大された処置を実施できる救急救命士の養成を開始（H26） |
| □　救出救助活動体制の充実・強化（警察本部）「AP94」　・地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたることが必要である。（現状）・平素から訓練を実施し、迅速な初動活動の確立や救出救助技能の向上に努めている。 |
| □　中長期も含めた災害医療提供体制（健康医療部）「AP42」・東日本大震災等の大規模災害において、被災地における医療の需要と被災地外から提供される医療供給のマネジメントする体制が不十分となっている。・地震発生後の医療救護活動の初動期において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院(16箇所18病院)での傷病者の受入れ体制、災害現場での応急処置やトリアージを行うＤＭＡＴ（日本DMAT隊43隊）出動態勢の確保に万全を期すことが必要である。・医療救護活動が初動から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、集中取組期間中に他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能を整備することが必要である。（現状）・災害医療コーディネーターの委嘱　20名（H27） |
| □　SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営体制（健康医療部）「AP43」　・大規模災害時に必要な広域医療搬送体制については、府内3か所の広域医療搬送拠点（伊丹空港、関西国際空港、八尾空港）にＳＣＵを設置することが想定されている。・八尾空港で既にSCUを整備しており、伊丹空港、関西国際空港においてもSCU体制の確保が必要である。・なお、伊丹空港については兵庫県との役割分担の整理が必要である。（現状）・協議会設置か所　1空港/2空港（H26）（伊丹及び関空） |
| □　迅速な道路啓開（都市整備部）「AP47」　・大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した道路啓開訓練２回（H26年度実績） |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |

|  |
| --- |
| ２－４救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| □　迅速な道路啓開（都市整備部）「AP47」　・大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した道路啓開訓練２回（H26年度実績） |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |

|  |
| --- |
| ２－５想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足 |
| □　帰宅困難者対策（危機管理室）「AP55」　・南海トラフ巨大地震が発生し、交通機関途絶時において大量に発生する帰宅困難者が安全に帰宅できないおそれがある。・地震発生後に、府内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、国、大阪市、関西広域連合や経済団体等と連携して、帰宅困難者対策の確立が必要である。・事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインに基づき、事業者ごとの実行計画策定や具体的な備えを働きかけが必要である。・帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される大阪駅等の主要ターミナル駅周辺について、鉄道事業者等と連携し混乱防止策を確立することが必要である。・府県を超えた「帰宅支援」については、関西広域連合等と調整しつつ、沿道事業所の協力等も得て、府県域をこえたシームレスな帰宅支援の仕組みづくりを検討し、実行に移していくことが必要である。（現状）・事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン策定　（H26） |

|  |
| --- |
| ２－６医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| □　広域緊急交通路等の通行機能確保（危機管理室　環境農林水産部　都市整備部　住宅まちづくり部　警察本部）「AP45」・地震発生後に、府内の防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能の確保のため、橋梁の耐震化が必要である。・防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図ることが必要である。・地震発生時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、耐震診断の義務化対象建築物については、耐震診断および耐震改修等が必要である。・地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、大阪府地域防災計画に位置付けられた広域緊急交通路について無電柱化の推進が必要である。・停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等の整備が必要である。・地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる基幹的農道の整備が必要である。・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁の整備が必要である。（現状）・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化　345橋(H26)・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断　　116棟(H26)・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　0km(H26)　　　・電源付加装置を整備済　321基（H27）・広域緊急交通路における無電柱化　13.5km(H26)・基幹的農道の整備　0km(H26)・耐震強化岸壁の整備　岸壁整備6バース（H26） |
| □　医薬品、医療用資器材の供給（健康医療部）「AP44」　・地震発生後に、交通の遮断、医療機関及び医薬品等供給施設（薬局、卸売販売業者等）の損壊により、通常の医薬品等の供給経路が遮断され、多数の負傷者発生により、医療機関における通常の備蓄では対応できない。・このため安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、既に、災害拠点病院では３日分の備蓄に、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では７日分の流通備蓄を行っている。・引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保と供給体制の維持が必要である。（現状）・医薬品等を迅速に供給することを取り決めた協定書締結　９団体（H27）・備蓄医薬品等の品目、数量及び備蓄場所等を取り決めた契約書締結　２団体(H27) |
| □　迅速な道路啓開（都市整備部）「AP47」　・大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した道路啓開訓練２回（H26年度実績） |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |

|  |
| --- |
| ２－７被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| □　健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化（健康医療部）「AP90」・地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府立公衆衛生研究所が迅速かつ必要な対応をとるとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所の相互協力体制の確立・強化が必要である。（現状）・定期的に会議等を開催(7月と11月の年2回の会議開催及び年1回の訓練実施) |
| □　被災地域の食品衛生監視活動（健康医療部）「AP60」　・地震発生後等に、被災地域で衛生的な食品の取扱いが行われず、食中毒の発生を防ぐため、平常時から、食品衛生に関する意識の向上及び食中毒の発生の未然防止を図ることを目的とした、食品関係施設への食品等の取扱いに関する衛生指導及び消費者への啓発が必要である。（現状）・食品衛生講習会等の実績　　271回（H26） |
| □　被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（健康医療部）「AP61」・地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことが必要である。・そのため各保健所において「防疫活動の実施に向けたマニュアル」の策定、検証が必要である。 （現状）・「防疫活動の実施に向けたマニュアル」の策定　　１２保健所（H26） |
| □　ご遺体の適切処置（健康医療部）「AP70」　・南海トラフ巨大地震発生等により多数の犠牲者が発生し、被災した市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内のご遺体の火葬を行うことが不可能となる（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）事態に対する備えが必要である。・「大阪府広域火葬計画」に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保したご遺体の処理、火葬等が行えるよう、市町村において、ご遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等の必要な措置の検討及びそれらの措置に関する葬祭関係団体との広域的な援助協定締結等を働きかけることが必要である。 ・市町村担当部局との連携により広域火葬体制の確保が必要である。 (現状)・関係団体（（一社）全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会及び（一社）全国霊柩自動車協会）との協定の継続・大阪府広域火葬計画に基づき、市町村担当部局（43市町村）との連携による広域火葬体制の確保 |
| □　下水道施設の耐震化等の推進（都市整備部）「AP62」　・地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、管理棟やポンプ棟の建築構造物の耐震化が必要である。・被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、市町村の公共下水道と連携を図りながら、流域下水道管渠の耐震化を進めることが必要である。・流域下水道処理場の吐口から津波の逆流を防止するため、逆流防止対策が必要である。・被災時にも下水道が使えるようにするため処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震化が必要である。 （現状） ・管理棟やポンプ棟の耐震化　H27完了予定・流域下水道管渠（緊急交通路下重点区間）の耐震診断（対象4.5㎞）と対策の実施・処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震診断（対象1.7㎞）と対策の実施・津波の逆流防止対策　対象3箇所の検討完了（H26）うち対策が必要な1箇所について具体的な対策内容を検討中（H27） |
| □　下水道機能の早期確保（都市整備部）「AP63」　・地震発生後に、流域下水道施設の処理機能を確保するため、平成25年度に策定した、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能の早期確保に向けた業務継続計画（下水道BCP)について、点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈澱池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂が必要である。・併せて、全12下水処理区において、業務改善計画の点検及び改訂が必要である。（現状）・業務改善計画の改定作業中（H27） |
| □　生活ごみの適正処理（環境農林水産部）「AP65」　・被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連絡体制の充実を図ることが必要である。 （現状）次の目標達成に向けた取組みを進めている。・大規模災害時の施設の稼働状況等の連絡体制の構築による広域支援体制の確立 |

３．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

|  |
| --- |
| ３－１被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 |
|  |

|  |
| --- |
| ３－２信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 |
| □　広域緊急交通路等の通行機能確保（危機管理室　環境農林水産部　都市整備部　住宅まちづくり部　警察本部）「AP45」・地震発生時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、耐震診断の義務化対象建築物については、耐震診断および耐震改修等が必要である。・停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等の整備が必要である。・地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる基幹的農道の整備が必要である。・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁の整備が必要である。（現状）・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断　　116棟(H26)・電源付加装置を整備済　321基（H27）・基幹的農道の整備　0km(H26)・耐震強化岸壁の整備　岸壁整備6バース（H26） |

|  |
| --- |
| ３－３府庁機能の機能不全 |
| □　復興計画策定の手順（政策企画部）「AP79」　・地震発生後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、復興計画を策定するための手順等を取りまとめたマニュアルの作成が必要である。 （現状） ・復興計画策定マニュアルの検討 |
| □　大阪府応急対策実施要領の改訂と運用（危機管理室）「AP85」　・南海トラフ巨大地震等を想定した、事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等応急対策実施要領」を平成26年度に改訂しており、東日本大震災を教訓とした避難生活の長期化への対応も視野に入れ、発災直後から時系列・ステージ毎に即した対策とその目標を定めた実施要領としての運用が必要である。・現状）・「大阪府災害等応急対策実施要領」を改訂(H26) |
| □　府庁BCPの改訂と運用（危機管理室）「AP86」　・地震発生~~後~~時にも、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため平成27年2月に改訂した「大阪府庁業務継続計画 地震災害編」を踏まえ、出先機関を含めた部局版BCPの改訂及びBCPを基にした研修・訓練の実施などを通じ、業務継続マネジメントを推進していく必要がある。 （現状） ・部局版BCPについて、早期に作成されるよう、研修会等の支援を実施。・研修会：H27年度2回(4月、7月) |
| □　都府県市間の相互応援体制（危機管理室）「AP89」・地震発生時に、近畿２府７県・関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と九都県市との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、府民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、訓練の実施等による相互応援体制の充実及び連携の強化が必要である。（現状）・近畿２府７県及び関西広域連合「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」締結・全国知事会「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」締結・関西広域連合及び九都県市「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」締結 |
| □　健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化（健康医療部）「AP90」・地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府立公衆衛生研究所が迅速かつ必要な対応をとるとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所の相互協力体制の確立・強化が必要である。（現状）・定期的に会議等を開催(7月と11月の年2回の会議開催及び年1回の訓練実施) |
| □　災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ対策（危機管理室）「AP95」・災害対策本部等に係る業務にあたる職員(防災要員)や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員(緊急防災推進員)が地震発生後に、迅速かつ的確な応急対策活動が行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図ることが必要である。 （現状） ・研修・訓練実施　７回（H26）（府庁、広域防災拠点、後方支援拠点参集の緊急防災推進員対象等） |
| □　発災後の緊急時における財務処理体制（会計局）「AP96」　・地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、手書き処理による財務処理が行える体制の確保する。（現状） ・定期的な訓練等の実施・平成25年度から手書き処理による財務処理の模擬訓練を実施（毎年９月）・平成27年１月から振込データのバックアップ作成開始（毎開庁日） |
| □　河川の防災テレメータの整備（都市整備部）「風水害」　・府内各所に設置されている河川テレメータ（水位計）や、土木事務所・本庁に設置されている情報処理設備の信頼性の向上のため、本庁～土木事務所間の通信回線の二重化、予備電源（自家発、電池）の設置、主要サーバ等の二重化、ホームページのアクセス集中対策（サーバ増強）などに取り組んでいるが、大雨による河川増水時に洪水予報等の必要な防災情報を正確に発信するため、水防災情報システムの再整備、データ収集周期のリアルタイム化等の機能高度化が必要である。 （現状） ・本庁～土木事務所間の通信回線の二重化（H25実施済み）　・ホームページのアクセス集中対策（サーバ増強）（Ｈ27実施済み）　・水防災システムが老朽化。システムの更新と併せた機能高度化は未了 |
| □　震災後の復興都市づくり（都市整備部）「AP80」　・震災後の無秩序な建築行為を防止し、迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引書である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や勉強会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図ることが必要である。 （現状） ・「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」の関係者への周知・習熟ガイドラインを改訂し説明会を開催（H27.3）、大阪府都市計画主管課長会議や地震時初動対応研修等での説明、地震津波災害対策訓練での図上訓練や市町村との事前復興に関する共同研究の実施。（H26） |
| □　防災情報の収集・伝達（危機管理室）「AP31」・南海トラフ巨大地震や直下型地震の被害想定によると、建物倒壊や漂流物による電柱被害、津波による建物被害、需要家側の停電等のため、固定電話、携帯電話とも大規模な通話支障が生じると想定。また被災直後は輻輳により大部分の通話が困難になる。・このため、大阪府では、地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、初動期における応急対策を適切に行うため、大阪府防災情報システムを運用しており、機能の充実が必要である。・あわせて、おおさか防災ネットを活用するとともに、SNS等の府民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多重化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図ることが必要である。 （現状） ・平成26年度に再整備した大阪府防災行政無線を活用し、防災情報システムを的確に運用することにより、継続して防災情報の収集・伝達体制を確保。 |
| □　メディアとの連携強化（危機管理室）「AP32」　・地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えることが必要である。・関西のライフライン事業者、地方公共団体、報道機関等メディアとの連携体制のさらなる充実強化が必要である。 （現状）・情報収集・共有・伝達体制システムの的確な運用 |

|  |
| --- |
| ３－４行政機関（府庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| □　特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行（危機管理室）「AP82」　大規模災害からの復興に関する法律に都道府県による市町村の復旧事業の代行について規定あり（43条、45条～48条、50条、51条）、円滑かつ迅速な復興のため、特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定めおくことが必要である。 （現状） ・府の代行手続きの設定　（H27） |
| □　災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ対策（危機管理室）「AP95」・災害対策本部等に係る業務にあたる職員(防災要員)や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員(緊急防災推進員)が地震発生後に、迅速かつ的確な応急対策活動が行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図ることが必要である。 （現状） ・研修・訓練実施　７回（H26）（府庁、広域防災拠点、後方支援拠点参集の緊急防災推進員対象等） |

４．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

|  |
| --- |
| ４－１電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| □　発災後の緊急時における財務処理体制（会計局）「AP96」　・地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、手書き処理による財務処理が行える体制の確保する。（現状） ・定期的な訓練等の実施・平成25年度から手書き処理による財務処理の模擬訓練を実施（毎年９月）・平成27年１月から振込データのバックアップ作成開始（毎開庁日） |
| □　河川の防災テレメータの整備（都市整備部）「風水害」　・府内各所に設置されている河川テレメータ（水位計）や、土木事務所・本庁に設置されている情報処理設備の信頼性の向上のため、本庁～土木事務所間の通信回線の二重化、予備電源（自家発、電池）の設置、主要サーバ等の二重化、ホームページのアクセス集中対策（サーバ増強）などに取り組んでいるが、大雨による河川増水時に洪水予報等の必要な防災情報を正確に発信するため、水防災情報システムの再整備、データ収集周期のリアルタイム化等の機能高度化が必要である。 （現状） ・本庁～土木事務所間の通信回線の二重化（H25実施済み）　・ホームページのアクセス集中対策（サーバ増強）（Ｈ27実施済み）　・水防災システムが老朽化。システムの更新と併せた機能高度化は未了 |

|  |
| --- |
| ４－２テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| □　メディアとの連携強化（危機管理室）「AP32」　・地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えることが必要である。・関西のライフライン事業者、地方公共団体、報道機関等メディアとの連携体制のさらなる充実強化が必要である。 （現状）・情報収集・共有・伝達体制システムの的確な運用 |
| □　災害時の府民への広報対策（危機管理室）「AP88」・地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制の強化が必要である。・地震発生時に正しい情報を迅速に発信することが必要である。（現状）・「災害時における放送要請に関する協定」締結　９社（H27）・「災害時における報道要請に関する協定」締結　16社（H27） |

５．大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

|  |
| --- |
| ５－１サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下 |
| □　地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策（都市整備部）「AP26」　・風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化に対する支援が必要である。・新たに水防団員の加入を促進する取り組みが必要である。・住民・自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施が必要である。　（現状） ・水防団加入促進活動の実施　　　パンフレットの配布など、ＰＲ活動・津波防御施設の閉鎖などの訓練の実施　　3回（５月：地域防災総合演習、７月：夜間鉄扉閉鎖訓練、１月：地震津波対応訓練）（H26） |
| □　中小企業の事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)（商工労働部）「AP76」・中小企業においては、BCP等を策定している割合が低く、地震等のリスク事象発生後に中核事業の維持や早期復旧に支障をきたすおそれがある。・このため、地域経済団体や中小企業組合等と連携し、ＢＣＰの策定支援やセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なＢＣＰ／ＢＣＭへの取組みを促進することが必要である。 （現状）・BCP普及セミナー参加者数　　501人（H26）・BCP策定支援件数 86件（H26） |
| □　防潮堤の津波浸水対策（都市整備部　環境農林水産部）「AP1」　　・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策が必要である。（現状）・対策完了防潮堤　5.7km／56.7km（H26) |
| □　水門の耐震化等（都市整備部）「AP2」　・南海トラフ巨大地震による水門の損傷で水門が閉鎖できなくなり、津波浸水被害が拡大を防ぐため、水門の耐震化が必要である。　・水門閉鎖後、津波の波力による水門の損傷で水門が開放できなくなり、大雨による浸水被害の拡大を防ぐため、水門の耐津波補強が必要である。（現状）・水門の耐震補強（揺れ、液状化）　2基／4基（H26）（尻無川水門、正連寺川水門に着手）・水門の耐津波補強（津波）　１基／5基（H26）（安治川水門に着手） |
| □　津波防御施設の閉鎖体制（都市整備部）「AP27」　・津波による浸水を防ぐため、現場操作員による津波防御施設（水門・陸閘等）の閉鎖体制を構築しているが、操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、実態に即した操作・退避ルールが必要である。・このため沿岸市町と連携した訓練を実施し、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図ることが必要である。　（現状） ・市町村と連携した訓練の実施　２回（７月、１月）（H26） |
| □　水門機能の高度化（都市整備部・環境農林水産部）「AP以外」　・大阪府沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約120 分で大阪市域に到達するため、　津波到達までに水門閉鎖が間に合わない恐れがある。このため、津波で閉鎖する水門については、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、遠隔操作化や自動化が必要である。（現状）・水門の遠隔操作化　9基（H26)**／**13基・水門の自動化　0基（H26) ／3基 |
| □　貨物車交通ネットワークの充実（都市整備部）「その他」・国際貨物輸送や長距離幹線輸送など重要な輸送を担う大型トラックの走行を効率化・円滑化する重さ指定道路について、指定済区間は十分にネットワークされていないため、貨物輸送の効率化と都市環境の改善を目指し、重さ指定道路の追加指定が必要である。（現状）・貨物車交通に関する施策をとりまとめた「貨物車交通プラン」策定（H21.3）・重さ指定道路の追加指定が望ましい路線（計画：187km）　指定済：60km（H26） |
| □　高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備（都市整備部）「その他」・国の危機管理のあり方が問われる中、東西二極の一極である大阪・関西として、集中型から分散型への国土構造の転換が必要である。・国土軸のリダンダンシーの確保の観点から、東西二極を結ぶ複数のルートを備えた広域交通インフラの確保が必要である。・都市部における交通渋滞を緩和し、都市の経済・産業活動を活性化するとともに、代替性を確保した広域的な幹線道路ネットワークを形成するため首都圏、中部圏に比べ遅れている都市圏環状道路の整備が必要である。　・東西二極を結ぶ複数ルートとして不可欠な新名神高速道路については、高槻～箕面間及び八幡～高槻間について事業中（事業主体：NEXCO西日本）であり、全線早期完成に向けた取組みが必要である。・都市圏環状道路を構成する大和川線・淀川左岸線について事業中（事業主体：阪神高速・大阪市・堺市・大阪府）であり、引き続き、未事業化区間（淀川左岸線延伸部等）の計画的整備が必要である。・都市圏内の高速道路について、経営主体を一元化するなど、地域自らの責任で料金体系を設定することにより、ミッシングリンクの整備や計画的な維持管理・更新を行える仕組みの構築が必要である。（現状）・新名神高速道路（高槻～箕面間）：H28年度末供用に向け事業中・新名神高速道路（八幡～高槻間）：H35年度末供用に向け事業中・淀川左岸線（Ⅱ期）：H33年春供用に向け事業中・淀川左岸線延伸部　：H27年度末都市計画決定に向け手続き中 |
| □　鉄道ネットワークの充実（都市整備部　政策企画部）「その他」・国の危機管理のあり方が問われる中、東西二極の一極である大阪・関西として、集中型から分散型への国土構造の転換が必要である。・大規模自然災害により我が国の経済社会を支える東西大動脈が分断、機能停止する可能性を前提に、東西二極を結ぶ複数のルートを備えた広域交通インフラの確保が必要である。・リニア中央新幹線は、世界に類を見ないスーパー・メガリージョンの成立を支えるとともに、東西の断絶リスクを大幅に軽減できることができる国土政策上極めて重要な社会基盤であり、東京～大阪間の全線同時開業に向けた早期整備が必要である。・北陸新幹線は、沿線地域の飛躍的な発展を図り、日本海国土軸の形成に必要不可欠な路線であり、大阪までの早期整備が必要である。・都心と広域拠点（関西国際空港を含む）へのアクセスが脆弱であり、代替性の確保からも、広域拠点へのアクセス性向上、都市間の連携強化など、鉄道ネットワークの充実を図ることが必要である。 (現状)・リニア中央新幹線　：　官民一体の協議会等を通じ、東京―大阪間の全線同時開業を国等へ働きかけ　国土強靭化基本計画（Ｈ26.6閣議決定）　リニアの整備推進が位置づけ　　　　　　　 国土形成計画、日本再興戦略（Ｈ27閣議決定）ほか　早期整備の位置付け ・北陸新幹線　：　敦賀以西のフル規格での早期全線整備に向けた国への働きかけ　 国土形成計画、日本再興戦略（Ｈ27閣議決定）ほか　早期整備の位置付け ・公共交通戦略策定（鉄道ネットワーク充実の方向性の明示、戦略路線の位置つけ）　（H25年度） ・戦略路線の具体化の取り組み①北大阪急行延伸〔南北軸強化、国土軸アクセス〕　　基本合意（H25年度末）、都市計画等の手続中②大阪モノレール延伸〔放射鉄道の環状結節〕　　　　　関係者と協議中（H25～）③なにわ筋線〔関空アクセス〕　　　　　　　　　　　　　　　 関係者と協議中（H26～） |

|  |
| --- |
| ５－２社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| □　石油コンビナート防災対策（危機管理室）「AP21」・特別防災区域に係る災害は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害で、大規模かつ特殊な態様となる可能性があり、かつ周辺地域に重大影響を及ぼすおそれがある。・このため、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシングによる溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを積極的に進めることが必要である。・特に、災害の未然防止のため、平成28年度までに危険物タンクの耐震基準に適合するよう、特定事業者に対策の指導が必要である。（現状）・危険物タンクの耐震基準への適合を完了　　64基（H26） |
| ５－３コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| □　石油コンビナート防災対策（危機管理室）「AP21」・特別防災区域に係る災害は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害で、大規模かつ特殊な態様となる可能性があり、かつ周辺地域に重大影響を及ぼすおそれがある。・このため、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシングによる溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを積極的に進めることが必要である。・特に、災害の未然防止のため、平成28年度までに危険物タンクの耐震基準に適合するよう、特定事業者に対策の指導が必要である。（現状）・危険物タンクの耐震基準への適合を完了　　64基（H26） |

|  |
| --- |
| ５－４海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 |
| □　防潮堤の津波浸水対策（都市整備部　環境農林水産部）「AP1」　　・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策が必要である。（現状）・対策完了防潮堤　5.7km／56.7km（H26) |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |
| □　施設の老朽化対策（都市整備部）「その他」・大阪府域は水害リスクの高い低平地が多く、都市化が進んでいることから水害を受けた場合の被害ポテンシャルが高い。また、昭和４０年代から整備を進めた護岸や排水機場等の河川施設は老朽化が進んでいる。・河川の特性に応じた計画的かつ効率的な維持管理を実施するため、河川毎に詳細点検結果や基礎資料をとりまとめた河川カルテを作成し、護岸の損傷や河床低下など不具合箇所の抽出と、その発生要因を分析したうえで、適切なタイミングでの補修や日常の点検を計画し、河川毎に維持管理計画を策定している。引き続き全管理河川の維持管理計画を策定し、効率的な維持管理の実施が必要である。・長寿命化計画に基づく河川施設（設備）の延命化工事を実施しており、対象となる全ての水門・排水機場の工事を計画的に進める必要がある。（現状）・維持管理計画の策定（対象：全管理河川　154河川）　77河川作成済（H26）・河川施設（設備）の延命化（対象：水門・排水機場　183設備）　5設備（H27） |

|  |
| --- |
| ５－５太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 |
| □　貨物車交通ネットワークの充実（都市整備部）「その他」・国際貨物輸送や長距離幹線輸送など重要な輸送を担う大型トラックの走行を効率化・円滑化する重さ指定道路について、指定済区間は十分にネットワークされていないため、貨物輸送の効率化と都市環境の改善を目指し、重さ指定道路の追加指定が必要である。（現状）・貨物車交通に関する施策をとりまとめた「貨物車交通プラン」策定（H21.3）・重さ指定道路の追加指定が望ましい路線（計画：187km）　指定済：60km（H26） |
| □　高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備（都市整備部）「その他」・国の危機管理のあり方が問われる中、東西二極の一極である大阪・関西として、集中型から分散型への国土構造の転換が必要である。・国土軸のリダンダンシーの確保の観点から、東西二極を結ぶ複数のルートを備えた広域交通インフラの確保が必要である。・都市部における交通渋滞を緩和し、都市の経済・産業活動を活性化するとともに、代替性を確保した広域的な幹線道路ネットワークを形成するため首都圏、中部圏に比べ遅れている都市圏環状道路の整備が必要である。　・東西二極を結ぶ複数ルートとして不可欠な新名神高速道路については、高槻～箕面間及び八幡～高槻間について事業中（事業主体：NEXCO西日本）であり、全線早期完成に向けた取組みが必要である。・都市圏環状道路を構成する大和川線・淀川左岸線について事業中（事業主体：阪神高速・大阪市・堺市・大阪府）であり、引き続き、未事業化区間（淀川左岸線延伸部等）の計画的整備が必要である。・都市圏内の高速道路について、経営主体を一元化するなど、地域自らの責任で料金体系を設定することにより、ミッシングリンクの整備や計画的な維持管理・更新を行える仕組みの構築が必要である。（現状）・新名神高速道路（高槻～箕面間）：H28年度末供用に向け事業中・新名神高速道路（八幡～高槻間）：H35年度末供用に向け事業中・淀川左岸線（Ⅱ期）：H33年春供用に向け事業中・淀川左岸線延伸部　：H27年度末都市計画決定に向け手続き中 |
| □　鉄道ネットワークの充実（都市整備部　政策企画部）「その他」・国の危機管理のあり方が問われる中、東西二極の一極である大阪・関西として、集中型から分散型への国土構造の転換が必要である。・大規模自然災害により我が国の経済社会を支える東西大動脈が分断、機能停止する可能性を前提に、東西二極を結ぶ複数のルートを備えた広域交通インフラの確保が必要である。・リニア中央新幹線は、世界に類を見ないスーパー・メガリージョンの成立を支えるとともに、東西の断絶リスクを大幅に軽減できることができる国土政策上極めて重要な社会基盤であり、東京～大阪間の全線同時開業に向けた早期整備が必要である。・北陸新幹線は、沿線地域の飛躍的な発展を図り、日本海国土軸の形成に必要不可欠な路線であり、大阪までの早期整備が必要である。・都心と広域拠点（関西国際空港を含む）へのアクセスが脆弱であり、代替性の確保からも、広域拠点へのアクセス性向上、都市間の連携強化など、鉄道ネットワークの充実を図ることが必要である。 (現状)・リニア中央新幹線　：　官民一体の協議会等を通じ、東京―大阪間の全線同時開業を国等へ働きかけ　国土強靭化基本計画（Ｈ26.6閣議決定）　リニアの整備推進が位置づけ　　　　　　　 国土形成計画、日本再興戦略（Ｈ27閣議決定）ほか　早期整備の位置付け ・北陸新幹線　：　敦賀以西のフル規格での早期全線整備に向けた国への働きかけ　 国土形成計画、日本再興戦略（Ｈ27閣議決定）ほか　早期整備の位置付け ・公共交通戦略策定（鉄道ネットワーク充実の方向性の明示、戦略路線の位置つけ）　（H25年度）  ・戦略路線の具体化の取り組み①北大阪急行延伸〔南北軸強化、国土軸アクセス〕　　基本合意（H25年度末）、都市計画等の手続中②大阪モノレール延伸〔放射鉄道の環状結節〕　　　　　関係者と協議中（H25～）③なにわ筋線〔関空アクセス〕　　　　　　　　　　　　　　　 関係者と協議中（H26～） |

|  |
| --- |
| ５－６金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 |
| □　発災後の緊急時における財務処理体制（会計局）「AP96」・地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、手書き処理による財務処理が行える体制の確保する。（現状） ・定期的な訓練等の実施・平成25年度から手書き処理による財務処理の模擬訓練を実施（毎年９月）・平成27年１月から振込データのバックアップ作成開始（毎開庁日） |

|  |
| --- |
| ５－７食糧等の安定供給の停滞 |
| □　ため池の防災・減災対策（環境農林水産部）「AP8」・地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施（H23から実施中）を進めており、平成27年度に「ため池防災・減災アクションプラン」を策定・同プランに基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策の実施が必要である。・また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける必要がある。（現状）○耐震診断の実施　　116箇所（H26迄）○ハザードマップ作成、住民周知　 78箇所（H26迄）※うち地域版ハザードマップ12箇所○ため池防災・減災アクションプラン策定に向け取り組んでいる（　H27.10月末策定予定） |
| □　被災農地等の早期復旧支援（環境農林水産部）「AP77」・大規模地震により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災し、農業経営の安定や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制について、再点検・確認の必要がある。 (現状) ・被災した農地、農業用施設の復旧支援に取り組んでいる |
| □　食料の安定供給（環境農林水産部）「その他」 ・南海トラフ巨大地震等発生に伴うインフラ停止によるインフラ停止による食料品安定供給の停止（集荷・分荷機能の停止）を回避するため、全国中央卸売市場協会及び近畿の中央卸売市場と災害時相互応援協定を締結し、生鮮食料品の提供や搬送の応援体制をとっている。・また、平成26年度に中央卸売市場BCP計画を策定し、最短で市場機能の復旧を図るため、緊急時に優先して実施すべき業務について、目標時間や関係者の役割分担の取決めを行い、緊急時の集荷・分荷ルートの設定や車両の確保等について課題認識を行った。・今後とも、被災時の緊急交通路外の荷受ポイントの設定や使用許可の調整、緊急車両の迅速な決定等、食料の安定供給に向けた取組み準備を進めることが必要である。 （現状） ・全国中央卸売市場協会・近畿の中央卸売市場と災害時相互応援協定締結（全国H24、近畿H19） ・中央卸売市場BCP計画策定（H26） |

６．大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

|  |
| --- |
| ６－１電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止 |
| □　石油コンビナート防災対策（危機管理室）「AP21」・特別防災区域に係る災害は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害で、大規模かつ特殊な態様となる可能性があり、かつ周辺地域に重大影響を及ぼすおそれがある。・このため、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシングによる溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを積極的に進めることが必要である。・特に、災害の未然防止のため、平成28年度までに危険物タンクの耐震基準に適合するよう、特定事業者に対策の指導が必要である。（現状）・危険物タンクの耐震基準への適合を完了　　64基（H26） |

|  |
| --- |
| ６－２　上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| □　水道の早期復旧及び飲用水の確保（健康医療部）「AP51」・南海トラフ巨大地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施することが必要である。・また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携が必要である。・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」や市町村水道が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給などにより確保できる体制を整備することが必要である。・水道企業団及び市町村水道事業者において、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水の確保、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化が必要である。 (現状) 　締結済の大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき横断的な訓練通じて連携強化数値指標　基幹管路耐震適合率　32.6％、浄水施設耐震化率　16.0%、配水池耐震化率　43.1％　　※２５年度水道統計 |
| □　井戸水等による生活用水の確保（健康医療部）「AP52」　・地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めることが必要である。なお市においても同様の取組みが必要である。・市からの依頼に基づき、ホームページでの災害時協力井戸の情報掲載や事業の周知及び府民への情報提供を行うなど、市が行う市域の災害時協力井戸の登録事業に協力することが必要である。（現状）災害時協力井戸に関するホームページの定期的更新、井戸所在情報の発信の実施 |

|  |
| --- |
| ６－３　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| □　し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（健康医療部）「AP64」・地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関（大阪府衛生管理協同組合等）との連携体制の充実など、広域的な支援の要請・調整を行うことが必要である。 （現状） ・大阪府衛生管理協同組合と災害時団体救援協定（災害時し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）の継続 |
| □　下水道施設の耐震化等の推進（都市整備部）「AP62」　・地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、管理棟やポンプ棟の建築構造物の耐震化が必要である。・被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、市町村の公共下水道と連携を図りながら、流域下水道管渠の耐震化を進めることが必要である。・流域下水道処理場の吐口から津波の逆流を防止するため、逆流防止対策が必要である。・被災時にも下水道が使えるようにするため処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震化が必要である。 （現状） ・管理棟やポンプ棟の耐震化　H27完了予定・流域下水道管渠（緊急交通路下重点区間）の耐震診断（対象4.5㎞）と対策の実施・処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震診断（対象1.7㎞）と対策の実施・津波の逆流防止対策　対象3箇所の検討完了（H26）うち対策が必要な1箇所について具体的な対策内容を検討中（H27） |
| □　下水道機能の早期確保（都市整備部）「AP63」　・地震発生後に、流域下水道施設の処理機能を確保するため、平成25年度に策定した、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能の早期確保に向けた業務継続計画（下水道BCP)について、点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈澱池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂が必要である。・併せて、全12下水処理区において、業務改善計画の点検及び改訂が必要である。（現状）・業務改善計画の改定作業中（H27） |
| □　生活ごみの適正処理（環境農林水産部）「AP65」　・被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連絡体制の充実を図ることが必要である。 （現状）次の目標達成に向けた取組みを進めている。・大規模災害時の施設の稼働状況等の連絡体制の構築による広域支援体制の確立 |

|  |
| --- |
| ６－４　地域交通ネットワークが分断する事態 |
| □　地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策（都市整備部）「AP26」　・風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化に対する支援が必要である。・新たに水防団員の加入を促進する取り組みが必要である。・住民・自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施が必要である。　（現状） ・水防団加入促進活動の実施　　　パンフレットの配布など、ＰＲ活動・津波防御施設の閉鎖などの訓練の実施　　3回（５月：地域防災総合演習、７月：夜間鉄扉閉鎖訓練、１月：地震津波対応訓練）（H26） |
| □　広域緊急交通路等の通行機能確保（危機管理室　環境農林水産部　都市整備部　住宅まちづくり部　警察本部）「AP45」・地震発生後に、府内の防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能の確保のため、橋梁の耐震化が必要である。・防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図ることが必要である。・地震発生時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、耐震診断の義務化対象建築物については、耐震診断および耐震改修等が必要である。・地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、大阪府地域防災計画に位置付けられた広域緊急交通路について無電柱化の推進が必要である。・停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等の整備が必要である。・地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる基幹的農道の整備が必要である。・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁の整備が必要である。（現状）・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化　345橋(H26)・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断　　116棟(H26)・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　0km(H26)　　　・電源付加装置を整備済　321基（H27）・広域緊急交通路における無電柱化　13.5km(H26)・基幹的農道の整備　0km(H26)・耐震強化岸壁の整備　岸壁整備6バース（H26） |
| □　迅速な道路啓開（都市整備部）「AP47」　・大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した道路啓開訓練２回（H26年度実績） |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |
| □　豪雨時の冠水対策（都市整備部）「風水害」・豪雨時のアンダーパス部における道路冠水対策として、平成２１年より車道部の冠水危険箇所（19箇所）を近畿地方整備局ホームページ上に公開し、府民への情報提供を実施しているところであるが、引き続き迅速で正確な情報発信が必要である。・アンダーパス部における道路冠水警報システム等の施設が設置されていない箇所（3箇所）での対策が必要である。 （現状）・道路冠水警報システム等の施設設置箇所　　16箇所（H26年度末） |
| □　道路防災対策（山間部の法面対策等）（都市整備部）「風水害」・出水により山間部の法面が崩落し、通行支障の発生を防止するため、道路防災総点検（H22年度実施）結果に基づく要対策箇所（372箇所）における対策が必要である。（現状）・要対策箇所における対策完了箇所　　105箇所（H26年度末） |
| □　施設の老朽化対策（都市整備部）「その他」・大阪府域は水害リスクの高い低平地が多く、都市化が進んでいることから水害を受けた場合の被害ポテンシャルが高い。また、昭和４０年代から整備を進めた護岸や排水機場等の河川施設は老朽化が進んでいる。・河川の特性に応じた計画的かつ効率的な維持管理を実施するため、河川毎に詳細点検結果や基礎資料をとりまとめた河川カルテを作成し、護岸の損傷や河床低下など不具合箇所の抽出と、その発生要因を分析したうえで、適切なタイミングでの補修や日常の点検を計画し、河川毎に維持管理計画を策定している。引き続き全管理河川の維持管理計画を策定し、効率的な維持管理の実施が必要である。・長寿命化計画に基づく河川施設（設備）の延命化工事を実施しており、対象となる全ての水門・排水機場の工事を計画的に進める必要がある。（現状）・維持管理計画の策定（対象：全管理河川　154河川）　77河川作成済（H26）・河川施設（設備）の延命化（対象：水門・排水機場　183設備）　5設備（H27） |

|  |
| --- |
| ６－５異常渇水等により用水の供給の途絶 |
| □　水道の早期復旧及び飲用水の確保（健康医療部）「AP51」・南海トラフ巨大地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施することが必要である。・また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携が必要である。・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」や市町村水道が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給などにより確保できる体制を整備することが必要である。・水道企業団及び市町村水道事業者において、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水の確保、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化が必要である。 (現状) 　締結済の大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき横断的な訓練通じて連携強化数値指標　基幹管路耐震適合率　32.6％、浄水施設耐震化率　16.0%、配水池耐震化率　43.1％　　※２５年度水道統計 |
| □　井戸水等による生活用水の確保（健康医療部）「AP52」　・地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めることが必要である。なお市においても同様の取組みが必要である。・市からの依頼に基づき、ホームページでの災害時協力井戸の情報掲載や事業の周知及び府民への情報提供を行うなど、市が行う市域の災害時協力井戸の登録事業に協力することが必要である。（現状）災害時協力井戸に関するホームページの定期的更新、井戸所在情報の発信の実施 |

７．制御不能な二次災害を発生させない

|  |
| --- |
| ７－１　市街地での大規模火災の発生 |
| □　密集市街地対策（住宅まちづくり部）「AP4」・密集市街地では、地震発生時に火災等による被害を防ぐため、老朽住宅の除却や防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員の道路等の整備早期化等による延焼遮断帯の整備、地域住民の防災意識の向上が必要である。（現状）　・地震時等に著しく危険な密集市街地　2,248ha（H26） |
| □　後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保（危機管理室・都市整備部）「AP56」・地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大からの住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図ることが必要である。 ・このため、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づく後方支援活動拠点の府域全体の配置を考慮して、その拠点の拡充を図っていくことが必要である。 ・広域避難場所や後方支援活動拠点に指定されている府営公園のうち、既に開設している区域については、災害時の安全・確実な避難を支援するための施設整備が必要である。  （現状）・後方支援活動拠点等となる府営公園の整備　698.1ha(H27)・大阪府が後方支援活動拠点を11公園指定（H27.3）（万博公園、服部緑地、大阪城公園、鶴見緑地、長居公園、寝屋川公園、久宝寺緑地、山田池公園、大泉緑地、錦織公園、蜻蛉池公園） |
| □　火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策（危機管理室）「AP68」・地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みの指導が必要である。・「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかけが必要である。 （現状） ・立入件数：火薬類約300件、高圧ガス　約2,100件、液化石油ガス　約750件（H26） |
| □　文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育委員会）「AP41」・文化財所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画（防災計画）の策定するよう働きかける必要がある。・災害発生時の文化財被害を抑えるため、所有者、管理者に対し耐震補強や防災設備の設置・改修、防災訓練の実施を働きかける必要がある。・災害発生時の人的被害軽減のため、市町村及び文化財所有者・管理者に対し、情報伝達や避難誘導の円滑化に取り組むよう働きかける必要がある。（現状）・耐震基礎診断：国指定100%、府指定8%・自動火災報知設備：国指定100%、府指定66%・防災訓練：例年90%前後の市町村で実施 |

|  |
| --- |
| ７－２海上・臨海部の広域複合災害の発生 |
| □　石油コンビナート防災対策（危機管理室）「AP21」・特別防災区域に係る災害は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害で、大規模かつ特殊な態様となる可能性があり、かつ周辺地域に重大影響を及ぼすおそれがある。・このため、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシングによる溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを積極的に進めることが必要である。・特に、災害の未然防止のため、平成28年度までに危険物タンクの耐震基準に適合するよう、特定事業者に対策の指導が必要である。（現状）・危険物タンクの耐震基準への適合を完了　　64基（H26） |

|  |
| --- |
| ７－３沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺 |
| □　迅速な道路啓開（都市整備部）「AP47」　・大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した道路啓開訓練２回（H26年度実績） |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |
| □　広域緊急交通路等の通行機能確保（危機管理室　環境農林水産部　都市整備部　住宅まちづくり部　警察本部）「AP45」　・地震発生時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、耐震診断の義務化対象建築物については、耐震診断および耐震改修等が必要である。（現状）・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断　　116棟（H27.5末）※法施行前に所有者が自ら診断実施したものも含む。 |

|  |
| --- |
| ７－４ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| □　ため池の防災・減災対策（環境農林水産部）「AP8」・地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施（H23から実施中）を進めており、平成27年度に「ため池防災・減災アクションプラン」を策定・同プランに基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策の実施が必要である。・また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける必要がある。（現状）○耐震診断の実施　　116箇所（H26迄）○ハザードマップ作成、住民周知　 78箇所（H26迄）※うち地域版ハザードマップ12箇所○ため池防災・減災アクションプラン策定に向け取り組んでいる（　H27.10月末策定予定） |
| □　施設の老朽化対策（都市整備部）「その他」・大阪府域は水害リスクの高い低平地が多く、都市化が進んでいることから水害を受けた場合の被害ポテンシャルが高い。また、昭和４０年代から整備を進めた護岸や排水機場等の河川施設は老朽化が進んでいる。・河川の特性に応じた計画的かつ効率的な維持管理を実施するため、河川毎に詳細点検結果や基礎資料をとりまとめた河川カルテを作成し、護岸の損傷や河床低下など不具合箇所の抽出と、その発生要因を分析したうえで、適切なタイミングでの補修や日常の点検を計画し、河川毎に維持管理計画を策定している。引き続き全管理河川の維持管理計画を策定し、効率的な維持管理の実施が必要である。・長寿命化計画に基づく河川施設（設備）の延命化工事を実施しており、対象となる全ての水門・排水機場の工事を計画的に進める必要がある。・流域下水道施設は昭和40年の事業着手以来、施設の老朽化が進んでいることから、計画的かつ効果的な改築更新により、最適な下水道機能やサービスを持続的に提供するため、長寿命化等計画を策定し、効率的な維持管理を実施する必要がある。（現状）・維持管理計画の策定（対象：全管理河川　154河川）　77河川作成済（H26）・河川施設（設備）の延命化（対象：水門・排水機場　183設備）　5設備（H27） |

|  |
| --- |
| ７－５有害物質の大規模拡散･流出 |
| □　石油コンビナート防災対策（危機管理室）「AP21」・特別防災区域に係る災害は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害で、大規模かつ特殊な態様となる可能性があり、かつ周辺地域に重大影響を及ぼすおそれがある。・このため、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシングによる溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを積極的に進めることが必要である。・特に、災害の未然防止のため、平成28年度までに危険物タンクの耐震基準に適合するよう、特定事業者に対策の指導が必要である。（現状）・危険物タンクの耐震基準への適合を完了　　64基（H26） |
| □　管理化学物質の適正管理（環境農林水産部）「AP66」・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時には、有害物質の環境への流出による周辺住民の健康被害や大気、水質、地下水などの環境汚染が懸念されており、地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施が必要である。・一定規模以上の事業者に対して、平成26年度から平成28年度まで段階的に化学物質管理計画書の変更届出を提出させるとともに、管理化学物質等に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける必要がある。・二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有する必要がある。（現状）・対象事業所からの環境リスク低減対策に伴う化学物質管理計画書の変更届出の完了(H26年度分　159事業所)・市町村消防局等に対する対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報提供（情報共有）(H25年度、H26年度届出分)の完了 |
| □　有害物質（石綿、PCB）の拡散防止対策（環境農林水産部）「AP67」　・南海トラフ巨大地震発生に伴う建物の倒壊、火災、津波などにより、有害物質の保管場所が破損及び流出するおそれがあり、法令に基づき事業者に対して有害物質の適正保管及び早期処理を指導が必要である。・事業者に対して法令の規定によらない指導を行うことは困難であるため、建物の倒壊や流出等を想定した具体的な対策の講じられていない保管場所もある事業者に対し、巨大地震発生を想定した有害物質の保管について協力を求めることが必要である。・地震により倒壊した建築物からの石綿飛散による住民の健康被害のリスクを低減するため、被災地周辺での石綿環境濃度を継続的にモニタリング測定を実施し、濃度情報を公表するための測定実施の体制整備が必要である。・地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、ＰＣＢ等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかける必要がある。（現状）・解体業者等への適正処理に関する説明会等の実施　　１１回（H26.4.1～H27.6.30）・解体業者等への適正処理に関する啓発活動の実施　（実施事業者数）　192名（H26） |
| □　毒物劇物営業者における防災体制（健康医療部）「AP69」・地震発生時に、貯蔵施設の破壊等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守を徹底するよう働きかける必要がある・毒劇物に係る法令の権限が移譲された保健所設置市においても、同市からの要請に応じて、同様の取組みが行われるよう働きかける必要がある。（現状）・毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底の指導 |

|  |
| --- |
| ７－６農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| □　治水対策（都市整備部）「風水害」・人命を守ることを最優先とする」を基本的な理念として、洪水リスクを開示し、地域住民と共有するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的に組み合わせた治水対策に取り組んでいる。・「防ぐ」施策である治水施設の整備では、河川毎に今後20～30年の当面の治水目標（時間雨量50ミリ程度、65ミリ程度、80ミリ程度）を設定し、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策を着実に実施する。 　（現状）・治水目標の流下能力有：571.4km（H26）／管理延長652.6km（整備計画が未策定の124.7km分を除く）・地下河川供用延長：17.8km（H27.7）／27.7㎞ |
| □　土砂災害対策（都市整備部）「風水害」　・土砂災害については、何時・何処で・どのような規模で発生するか正確に予測することが不可能な困難であり、一旦発災すると人命に重大な影響を及ぼす。・このため、土砂災害から人命を守るため、ハザードマップの作成や、家屋の移転等に関する費用の一部助成などの「逃げる」「凌ぐ」施策であるソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備（ハード対策）を効果的・効率的に組み合わせて実施することが必要である。・中でも、府民に土砂災害発生リスクを周知するための土砂災害防止法に基づいた区域指定を最優先に進めており、早急に残る区域の指定が必要である。 （現状）・区域を指定：累計3,985箇所（H26） |
| □　山地災害対策（環境農林水産部）「風水害」　・府内の保安林において、山地災害復旧等の治山事業を実施しているが、近年、局地的な集中豪雨が多発し、府内でも山地災害の発生による被害が懸念されていることから、引き続き山地災害復旧等の治山事業の推進が必要である。（現状）・治山ダム対策基数　25基（H26） |

|  |
| --- |
| ７－７風評被害等による地域経済等への甚大な影響 |
|  |

８．大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

|  |
| --- |
| ８－１　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| □　防潮堤の津波浸水対策（都市整備部　環境農林水産部）「AP1」　　・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策が必要である。（現状）・対策完了防潮堤　5.7km／56.7km（H26) |
| □　水門の耐震化等（都市整備部）「AP2」　・南海トラフ巨大地震による水門の損傷で水門が閉鎖できなくなり、津波浸水被害が拡大を防ぐため、水門の耐震化が必要である。　・水門閉鎖後、津波の波力による水門の損傷で水門が開放できなくなり、大雨による浸水被害の拡大を防ぐため、水門の耐津波補強が必要である。（現状）・水門の耐震補強（揺れ、液状化）　2基／4基（H26）（尻無川水門、正連寺川水門に着手）・水門の耐津波補強（津波）　１基／5基（H26）（安治川水門に着手） |
| □　津波防御施設の閉鎖体制（都市整備部）「AP27」　・津波による浸水を防ぐため、現場操作員による津波防御施設（水門・陸閘等）の閉鎖体制を構築しているが、操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、実態に即した操作・退避ルールが必要である。・このため沿岸市町と連携した訓練を実施し、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図ることが必要である。　（現状） ・市町村と連携した訓練の実施　２回（７月、１月）（H26） |
| □　災害廃棄物の適正処理（環境農林水産部）「AP73」・速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、市町村において災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等を予め設定しておくことが必要である。・このため、市町村に対し予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける必要がある。・また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備が必要である。 （現状） 次の目標達成に向けた取組みを進めている。・府域全域を念頭におき、市町村において仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートの設定・広域的な焼却等最終処分への協力体制の確立 |
| □　水門機能の高度化（都市整備部・環境農林水産部）「AP以外」　・大阪府沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約120 分で大阪市域に到達するため、　津波到達までに水門閉鎖が間に合わない恐れがある。このため、津波で閉鎖する水門については、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、遠隔操作化や自動化が必要である。（現状）・水門の遠隔操作化　9基（H26)**／**13基・水門の自動化　0基（H26) ／3基 |

|  |
| --- |
| ８－２道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| □　迅速な道路啓開（都市整備部）「AP47」　・大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した道路啓開訓練２回（H26年度実績） |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |

|  |
| --- |
| ８－３　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| □　被災者の生活再建のための措置（危機管理室　商工労働部）「AP78」・突発的な自然災害発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復するためには、被災者支援について、適切な措置を講じることが必要である。・このため、1) 被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金等の支給し、その再建を支援すること2) 被災時は、被災地域の実情に応じた雇用確保ができるよう、職業紹介や雇用維持に取り組む国とのさらなる連携を図ることが必要である。（現状）・被災者生活再建支援制度など市町村危機管理部局対象説明会を実施（H27）・求職者の就職を支援するため、大阪労働局・ハローワーク等関係機関と連携しながら、ＯＳＡＫＡしごとフィールドを中心に、求職者と中小企業のマッチングに取り組んでいる。 |
| □　地域の中小企業者等の事業再開のための措置（商工労働部　環境農林水産部）「AP78」・突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復するためには、中小企業者等の復興に向けた支援について、適切な措置を講じることが必要である。・このため、１)中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じること。２) 天災等で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、資金融資を行う金融機関に対し利子の補給（大阪府農林漁業経営安定資金　府発動の場合）、関係団体への災害制度金融の周知、大規模災害等における関係団体との被害状況等の情報共有することが必要である。（現状）・中小企業に対する資金供給の円滑化に向け、大阪信用保証協会や金融機関と連携し、中小企業向け制度融資を実施している。 |
| □　復興計画策定の手順（政策企画部）「AP79」　・地震発生後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、復興計画を策定するための手順等を取りまとめたマニュアルの作成が必要である。 （現状） ・復興計画策定マニュアルの検討 |
| □　発災時における治安の悪化（府警本部）「AP91」　・発災後に各種犯罪の増加が懸念されているが、通常の警察活動として平素から各種犯罪の予防、検挙を実施しており、発災後も同活動に努めることが必要である。(現状)・通常の警察活動として平素から各種犯罪の予防、検挙を実施 |
| □　避難所の確保と運営体制の確立（危機管理室）「AP53」・被災者の避難生活を支援するため、全市町村において必要な避難所の確保や受入体制の確立を図る必要がある。 ・スムーズな避難誘導や避難者のＱＯＬ確保等に向け、府で避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示している。今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける必要がある。 （現状） ・避難所運営マニュアル策定　39市町村（H27.3）・避難所の指定　37市町村(H27.3)・大阪府避難所運営マニュアル作成指針策定（H27.4） |
| □　応急仮設住宅の早期供給体制の整備（危機管理室　住宅まちづくり部）「AP74」・被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、市町村と連携した建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備が必要である。・災害時に民間賃貸住宅を府が借り上げ、応急仮設住宅として被災者に提供できる空き家住宅の情報を提供する「災害時民間賃貸住宅借上制度」の仕組みの確立をする。・また、府域での応急仮設住宅が不足する場合に備えて、関西圏における民間賃貸住宅の応急借上制度の導入に係る体制整備を図る。（現状）・災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定を(一社）大阪府宅地建物取引業協会（H21.11）、 (公社）全日本不動産協会大阪府本部（H21.11）、(公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会（H25.10）と締結。上記協定に基づく覚書の改定・締結を行う予定。・制度の円滑な運用を図るために実施要綱、マニュアル（検討案）を定め協定締結団体に説明し、概ね合意を得た。・関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度に係る協定の締結　　件（H27） |
| □　福祉避難所の確保（危機管理室　福祉部）「AP54」 ・巨大地震発生後に、居宅・避難所等では自立的生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所（二次的避難所）の指定が必要である。・市町村に対して福祉避難所の指定を働きかけているが、平成25年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、引き続き、全市町村において福祉避難所等の確保できるよう働きかけが必要である。・民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保の働きかけが必要である。・福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備の働きかけが必要である。 （現状） ・福祉避難所（二次的避難所）の指定　28市町村（H27.3） |
| □　被災者の心のケア対策（健康医療部）「AP57」　・地震発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等により、多くの被災者が強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやＰＴＳＤの症状に襲われる恐れがあるため、「こころのケア」を行うことができる人材（ＤＰＡＴ構成員）を養成し、こころの健康に関する相談の実施体制を確保することが必要である。（現状） ・こころのケアマニュアル改訂（H26）（DPATの初動期・中長期）における役割や体制について明確化） ・ＤＰＡＴ構成員の養成 |
| □　被災者の巡回健康相談等（健康医療部）「AP58」・地震発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等などにおいて、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する必要がある。（現状）・府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修の実施（年１回以上）（Ｈ26年度：研修開催回数1回　※Ｈ26.9.26実施　※各市町村や各保健所から53名参加） |
| □　災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保（福祉部）「AP59」　・巨大地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援や被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）、サービスに必要な福祉用具・資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制を整備する必要がある。（現状）・府内福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築（H26） |
| □　愛護動物の救護（環境農林水産部）「AP71」・地震発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、動物救護活動のためのマニュアルを整備するとともに、他府県市との広域連携体制の構築が必要である。・また、保護した被災動物の避難所設置を市町村に促すなど、動物救護施設の確保も必要である。 (現状)  ・動物救護活動マニュアルの整備（H28）・平成２２年３月、災害時における被災動物の救護及び人等への危害防止の観点から「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」を策定。具体的な救護活動についてマニュアルを整備予定。 |
| □　災害ボランティア対策（危機管理室）「AP72」・災害ボランティアは南海トラフ巨大地震など大規模災害時に被災者支援に重要な役割を担っており、災害ボランティアの確保、充実が必要である。・発災後、被災者支援等に活躍されるボランティアのマンパワーを事前に確保するため、現在実施中の登録制度を市町村との協働により拡大することが必要である。・災害ボランティアの大幅増加を図るため、大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会、大学等との連携により、若者世代を中心に登録者数増加に向けた取組みを進めることが必要である。・ボランティア自身の安全を含め、適切に活動が行えるよう、大阪府社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組み強化が必要である。・ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、メール登録制度やポータルサイトの立上げ等、ボランティア向けの情報発信の強化が必要である。（現状）・ボランティア登録者数　　860人（H27） |
| □　地域の中小企業者等の事業再開のための措置（商工労働部　環境農林水産部）「AP78」・突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復するためには、中小企業者等の復興に向けた支援について、適切な措置を講じることが必要である。・このため、１)中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じること。２) 天災等で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、資金融資を行う金融機関に対し利子の補給（大阪府農林漁業経営安定資金　府発動の場合）、関係団体への災害制度金融の周知、大規模災害等における関係団体との被害状況等の情報共有することが必要である。（現状）・中小企業に対する資金供給の円滑化に向け、大阪信用保証協会や金融機関と連携し、中小企業向け制度融資を実施している。 |
| □　復興計画策定の手順（政策企画部）「AP79」　・地震発生後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、復興計画を策定するための手順等を取りまとめたマニュアルの作成が必要である。 （現状） ・復興計画策定マニュアルの検討 |
| □　被災農地等の早期復旧支援（環境農林水産部）「AP77」・大規模地震により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災し、農業経営の安定や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制について、再点検・確認の必要がある。 (現状) ・被災した農地、農業用施設の復旧支援に取り組んでいる |
| □　食料の安定供給（環境農林水産部）「その他」 ・南海トラフ巨大地震等発生に伴うインフラ停止によるインフラ停止による食料品安定供給の停止（集荷・分荷機能の停止）を回避するため、全国中央卸売市場協会及び近畿の中央卸売市場と災害時相互応援協定を締結し、生鮮食料品の提供や搬送の応援体制をとっている。・また、平成26年度に中央卸売市場BCP計画を策定し、最短で市場機能の復旧を図るため、緊急時に優先して実施すべき業務について、目標時間や関係者の役割分担の取決めを行い、緊急時の集荷・分荷ルートの設定や車両の確保等について課題認識を行った。・今後とも、被災時の緊急交通路外の荷受ポイントの設定や使用許可の調整、緊急車両の迅速な決定等、食料の安定供給に向けた取組み準備を進めることが必要である。 （現状） ・全国中央卸売市場協会・近畿の中央卸売市場と災害時相互応援協定締結（全国H24、近畿H19） ・中央卸売市場BCP計画策定（H26） |
| □　文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育委員会）「AP41」・文化財所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画（防災計画）の策定するよう働きかける必要がある。・災害発生時の文化財被害を抑えるため、所有者、管理者に対し耐震補強や防災設備の設置・改修、防災訓練の実施を働きかける必要がある。・災害発生時の人的被害軽減のため、市町村及び文化財所有者・管理者に対し、情報伝達や避難誘導の円滑化に取り組むよう働きかける必要がある。（現状）・耐震基礎診断：国指定100%、府指定8%・自動火災報知設備：国指定100%、府指定66%・防災訓練：例年90%前後の市町村で実施 |

|  |
| --- |
| ８－４　鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態 |
| □　復興計画策定の手順（政策企画部）「AP79」　・地震発生後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、復興計画を策定するための手順等を取りまとめたマニュアルの作成が必要である。 （現状） ・復興計画策定マニュアルの検討 |
| □　震災後の復興都市づくり（都市整備部）「AP80」　・震災後の無秩序な建築行為を防止し、迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引書である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や勉強会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図ることが必要である。 （現状） ・「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」の関係者への周知・習熟ガイドラインを改訂し説明会を開催（H27.3）、大阪府都市計画主管課長会議や地震時初動対応研修等での説明、地震津波災害対策訓練での図上訓練や市町村との事前復興に関する共同研究の実施。（H26） |
| □　住宅関連情報の提供（住宅まちづくり部）「AP83」　・地震発生後、応急入居に関する相談、住宅建設に係る融資相談など住宅に関する府民からの様々な相談に対応する必要がある。 （現状） ・「大阪府災害等応急対策実施要領」において、「住宅に関する相談窓口の設置」を位置づけ |
| □　地籍調査（環境農林水産部）「AP84」・南海トラフ巨大地震発生に伴う液状化等により、建物の全壊被害が発生し官民境界等が不明となれば、被災者の生活、被災したまちの円滑かつ迅速な再建・回復に支障をきたすことが想定されるため、南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査を推進することが必要である。 （現状） ・地籍調査（官民境界等先行調査） ０㎢（H27） |
| □　迅速な道路啓開（都市整備部）「AP47」　・大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した道路啓開訓練２回（H26年度実績） |
| □　迅速な航路啓開の実施（都市整備部）「AP48」　・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証が必要である。（現状）・関係機関と連携した航路啓開訓練　１回（H26） |
| □　復旧資材の調達・確保対策（環境農林水産部）「AP81」　・南海トラフ巨大地震発生により建物が損壊した場合において、復旧に必要な木材が不足する恐れがあり、被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧資機材（木材）の調達に関する関係機関との連携体制を確立しておくことが必要である。（現状） ・木材関係団体との協議・調整　 木材関係団体数　２団体（H26） |
| □　下水道施設の耐震化等の推進（都市整備部）「AP62」　・地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、管理棟やポンプ棟の建築構造物の耐震化が必要である。・被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、市町村の公共下水道と連携を図りながら、流域下水道管渠の耐震化を進めることが必要である。・流域下水道処理場の吐口から津波の逆流を防止するため、逆流防止対策が必要である。・被災時にも下水道が使えるようにするため処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震化が必要である。 （現状） ・管理棟やポンプ棟の耐震化　H27完了予定・流域下水道管渠（緊急交通路下重点区間）の耐震診断（対象4.5㎞）と対策の実施・処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震診断（対象1.7㎞）と対策の実施・津波の逆流防止対策　対象3箇所の検討完了（H26）うち対策が必要な1箇所について具体的な対策内容を検討中（H27） |

|  |
| --- |
| ８－５広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| □　地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策（都市整備部）「AP26」　・風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化に対する支援が必要である。・新たに水防団員の加入を促進する取り組みが必要である。・住民・自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施が必要である。　（現状） ・水防団加入促進活動の実施　　　パンフレットの配布など、ＰＲ活動・津波防御施設の閉鎖などの訓練の実施　　3回（５月：地域防災総合演習、７月：夜間鉄扉閉鎖訓練、１月：地震津波対応訓練）（H26） |
| □　防潮堤の津波浸水対策（都市整備部　環境農林水産部）「AP1」　　・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策が必要である。（現状）・対策完了防潮堤　5.7km／56.7km（H26) |
| □　水門の耐震化等（都市整備部）「AP2」　・南海トラフ巨大地震による水門の損傷で水門が閉鎖できなくなり、津波浸水被害が拡大を防ぐため、水門の耐震化が必要である。　・水門閉鎖後、津波の波力による水門の損傷で水門が開放できなくなり、大雨による浸水被害の拡大を防ぐため、水門の耐津波補強が必要である。（現状）・水門の耐震補強（揺れ、液状化）　2基／4基（H26）（尻無川水門、正連寺川水門に着手）・水門の耐津波補強（津波）　１基／5基（H26）（安治川水門に着手） |
| □　長期湛水の早期解消に向けた対策（危機管理室）「AP3」　・南海トラフ巨大地震発生後に、津波浸水による長期湛水の可能性がある地域は約4千haと想定されていることから、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備えることが必要である。 （現状） ・長期湛水への対応手順を関係機関と協議 |
| □　津波防御施設の閉鎖体制（都市整備部）「AP27」　・津波による浸水を防ぐため、現場操作員による津波防御施設（水門・陸閘等）の閉鎖体制を構築しているが、操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、実態に即した操作・退避ルールが必要である。・このため沿岸市町と連携した訓練を実施し、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図ることが必要である。　（現状） ・市町村と連携した訓練の実施　２回（７月、１月）（H26） |
| □　水門機能の高度化（都市整備部・環境農林水産部）「AP以外」　・大阪府沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約120 分で大阪市域に到達するため、　津波到達までに水門閉鎖が間に合わない恐れがある。このため、津波で閉鎖する水門については、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、遠隔操作化や自動化が必要である。（現状）・水門の遠隔操作化　9基（H26)**／**13基・水門の自動化　0基（H26) ／3基 |